

境 港 市  
一般廃棄物処理基本計画  
(ごみ処理基本計画)  
(案)



令和4年12月  
鳥取県境港市

## ゼロカーボンシティを目指して

境港市は、2021（令和3）年2月24日に「ゼロカーボンシティ」として2050（令和32）年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする都市を目指すことを表明し、脱炭素化を目指しています。

ごみ処理の分野においては、収集運搬や処理施設の稼働に伴う燃料及び電力の使用などに起因する温室効果ガスが排出されており、「境港市温室効果ガス排出削減実行計画」に基づき、温室効果ガスの削減に努めています。

また、2022（令和4）年度には、国が推進する脱炭素先行地域に境港市と米子市のエリアが選定され、公共施設等の脱炭素化に向けた取り組みを進めています。

## 持続可能な開発目標（SDGs）

地球は今、マイクロプラスチックを含む海洋ごみ問題をはじめ様々な環境問題を抱える一方、人の活動の多様化に伴い、環境の劣化がグローバル化しつつあります。

このような状況の中、2015（平成27）年9月の国連サミットで SDGs「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」が採択されました。SDGs は、17の目標と、169のターゲットで構成され、地球上の「誰一人取り残さない」という理念のもと、持続可能でより良い社会を目指す世界共通の目標です。

本計画は、SDGs の目標と関連づけるとともに、「境港市環境基本計画」と連携を図りながら、計画を推進していきます。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



# 目次

## 第1章 計画策定の趣旨

- 第1節 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-1
- 第2節 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-2
- 第3節 本計画の性格と役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-2
- 第4節 計画対象廃棄物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-3

## 第2章 地域特性

- 第1節 自然環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-1
- 第2節 社会環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-3
- 第3節 本市のごみ処理の実態と分析・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-6
- 第4節 ごみ処理行政の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-13

## 第3章 基本計画

- 第1節 ごみの処理の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-1
- 第2節 ごみ処理の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-12
- 第3節 ごみ処理主体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-25
- 第4節 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-26
- 第5節 排出抑制計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-27
- 第6節 適正処理計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-35
- 第7節 環境行動指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-44

## 第4章 計画の進行管理

- 第1節 進行管理手法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-1



# 第1章 計画策定の趣旨

## 第1節 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項においては、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理計画を定めなければならない」とされており、さらに、「廃棄物処理法施行規則」（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3の規程では、一般廃棄物処理計画には、基本的事項を定める「一般廃棄物処理基本計画」及び基本的事項の実施のために必要な「一般廃棄物処理実施計画」を位置づけ各々所定の事項を定めることとされています。

境港市一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）は、以上に基づき策定するものであり、今回は、2013（平成25）年5月に策定した本計画を改定するものです。

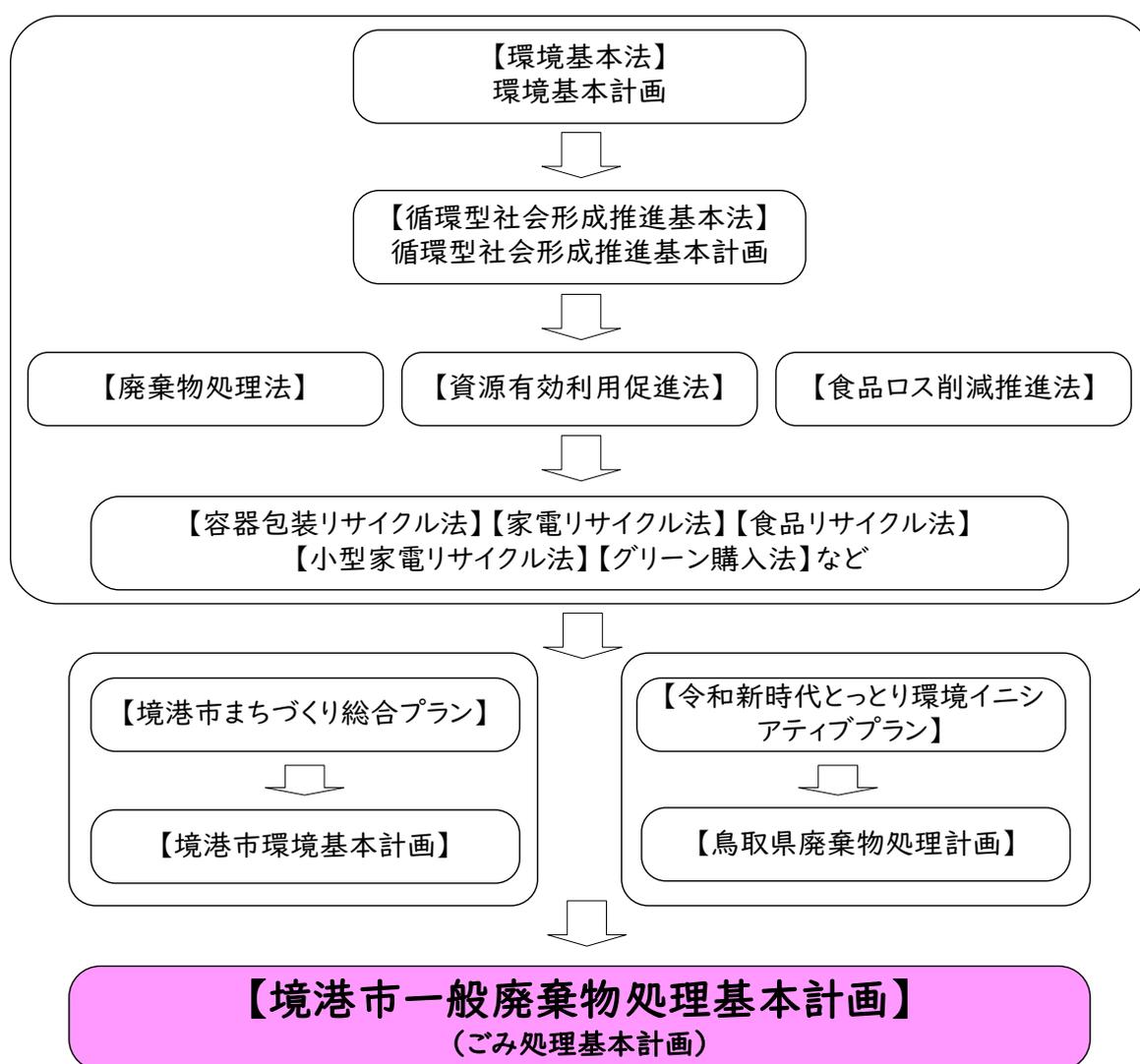


図1-1 本計画の位置づけ

## 第2節 計画の期間

---

本計画は、図1-2に示すとおり、2013(平成25年)度を初年度とし、2027(令和9)年度を目標年度とする15年計画です。



図1-2 本計画の期間と目標年度

## 第3節 本計画の性格と役割

---

本計画は、長期的、総合的視点に立って一般廃棄物(ごみ)を適正に処理するために推進すべき施策・事業の基本方針を示したものです。

今後、本計画に基づき、市民・事業所・行政が各々の役割を果たし、一般廃棄物の適正処理及び循環型社会を形成していくものとします。

## 第4節 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、図1-3に示すとおり一般廃棄物のうち、固形状の廃棄物（以下「ごみ」という。）とします。なお、行政において処理・処分が困難であるものは、処理対象外とし、これらの扱いは表1-1のとおりとします。

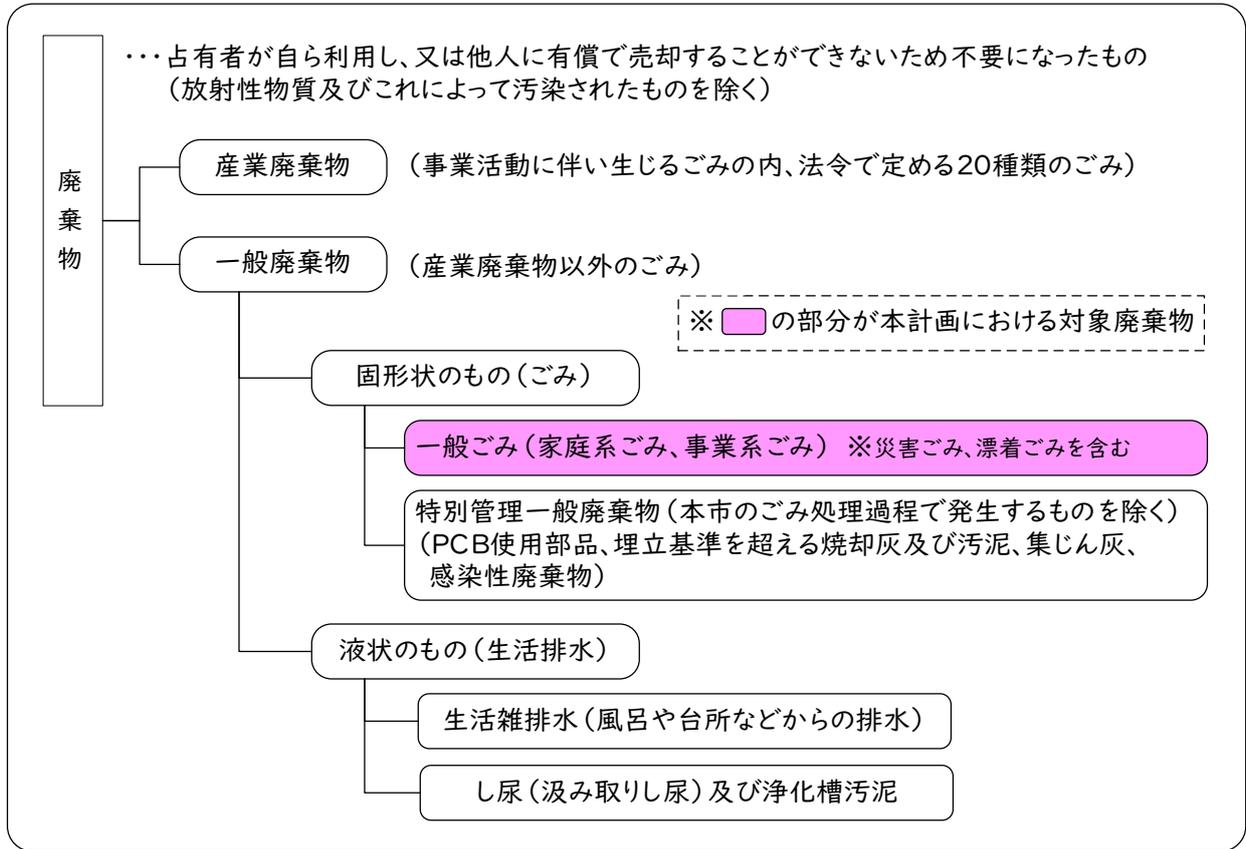


図1-3 本計画の対象廃棄物

表1-1 本計画において対象外とするごみとその扱い

区分	取り扱い
家電リサイクル法対象品目	家電4品目(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン)は、販売店での引き渡し、指定場所への持ち込みとするほか、リサイクル料金を納付の後、市の戸別収集又はリサイクルセンターへの搬入とする(有料)。
パソコン	リサイクルセンターへの搬入とする(無料)。
その他本市で指定するもの	以下のごみは、販売店もしくは専門の処理業者に引き渡すこととする。オートバイ、自動車(部品も含む)、タイヤ、バッテリー、ドラム缶、消火器、LPガスボンベ、便器、洗面台、劇物容器、建築廃材、ガレキ等、魚網等の網類、ロープ、農業用ビニール、ボーリング用ボール、位牌など。

## 第2章 地域特性

### 第1節 自然環境

#### 1-1 位置と地勢

境港市(以下「本市」という。)は、鳥取県北西部の弓ヶ浜半島に位置し、周囲は南に米子市が接しており、東は日本海に開けています。また北側は境水道をはさんで島根半島に隣接し、西側は中海に開けています。県庁所在地である鳥取市は本市から約90kmの距離にあります。

市域は東西約5.8km、南北約6.7kmにわたり、総面積は約29.11km<sup>2</sup>となっています。

地勢については、中海と美保湾を分ける長さ約17km、幅約4kmの砂州でできた半島地帯にあり、全域がほぼ平坦地となっています。三方が海に開け、特に白砂青松の続く弓ヶ浜は、東南にそびえる伯耆富士大山を背景にして、風光明媚な景観を呈しています。

本市の海岸は、島根半島が天然の防波堤の役割を果たす自然条件に恵まれ、古くから良好な漁港として発展してきました。そのため外港港湾地域では、昭和町や竹内団地の埋立事業をはじめ、港湾整備が進んでいます。



図2-1 本市の位置

## 1-2 気候

本市に設置される「境特別地域気象観測所（鳥取地方気象台）」における、気象観測値の概要を、表2-1、図2-2及び図2-3に示します。本市の気候は、対馬海流の影響により気温が比較的温暖な日本海岸式気候の山陰型に属しています。

夏季はフェーン現象により好天・高温となることもあり、近年では最高気温が38℃を超えることもあり、冬季は北西季節風が強くなる影響から、曇天や降雨・降雪が多くなります。2021（令和3）年度の年平均気温は、16.2℃、年間降水量は、2,441.0mmとなっています。

表2-1 気象観測値の概要

年月	区分	降水量 (mm)	気温(℃)		
			平均	最高	最低
2017(平成29)		1,948.5	15.6	37.6	-2.4
2018(平成30)		2,200.0	15.8	38.5	-8.1
2019(令和 1)		1,498.0	16.2	37.1	-2.1
2020(令和 2)		2,094.0	16.2	38.2	-2.2
2021(令和 3)		2,441.0	16.2	36.8	-3.6
	1月	164.5	4.6	14.7	-3.6
	2月	87.5	7.7	21.0	-2.7
	3月	124.0	10.6	22.6	0.1
	4月	63.0	13.8	26.2	3.0
	5月	199.5	18.3	31.0	6.7
	6月	225.0	22.4	32.7	14.1
	7月	523.5	27.0	35.9	20.2
	8月	464.0	26.7	36.8	20.7
	9月	160.0	24.0	33.9	17.1
	10月	95.5	18.7	32.4	8.3
	11月	136.0	12.4	24.1	2.3
	12月	198.5	7.6	17.3	-0.6

資料：鳥取地方気象台「鳥取県の気象」年報

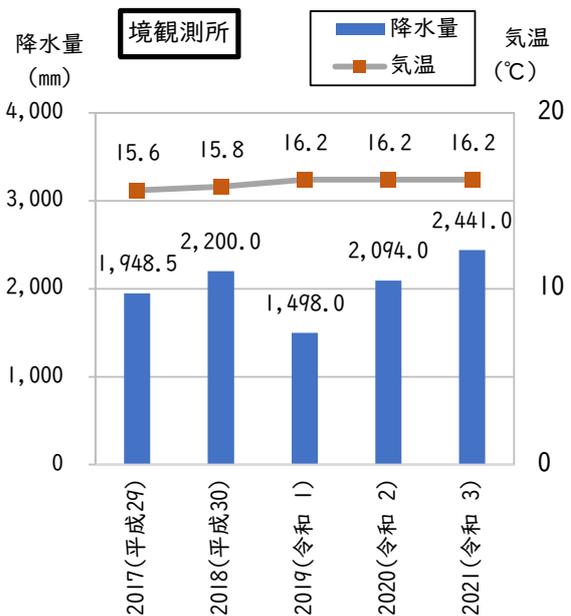


図2-2 年平均気温と降水量の変化

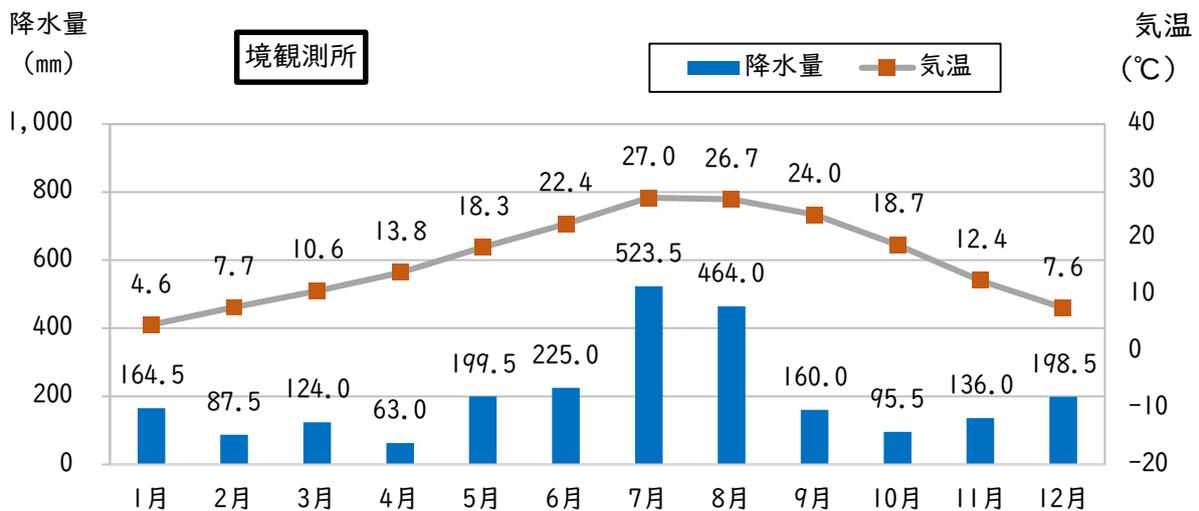


図2-3 月別平均気温・月別降水量の分布（2021（令和3）年）

## 第2節 社会環境

### 2-1 人口・世帯

#### (1) 人口および世帯数の推移

2000(平成12)年以降の本市の人口および世帯数の推移は、表2-2に示す通りです。人口は1985(昭和60)年をピークに減少傾向にあり、2020(令和2)年時点で32,740人となっています。一方、世帯数は核家族化の進行に伴い増加しており、1世帯当たりの人口は、2020(令和2)年で2.5人となっています。

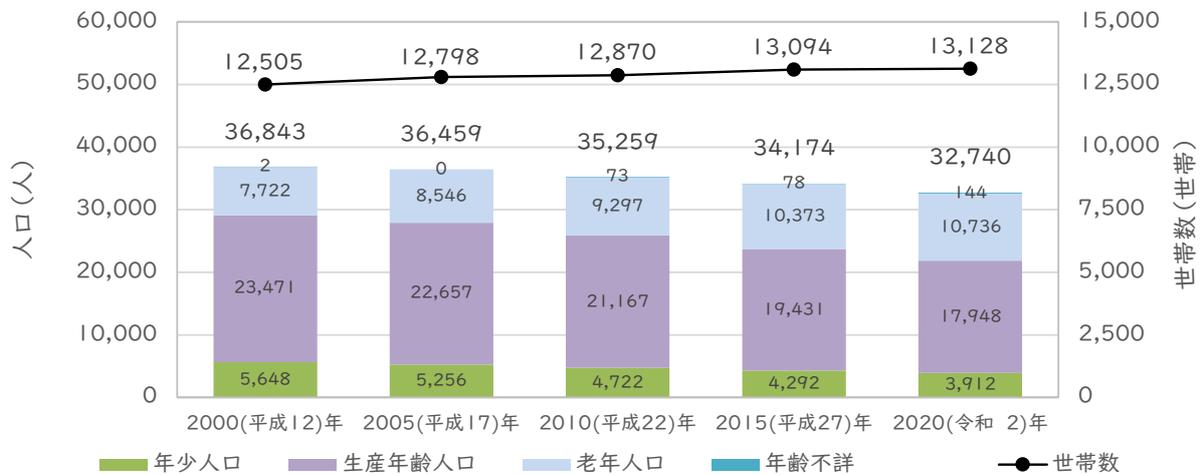
表2-2 人口及び世帯の推移

区分	人口(人)	世帯数(世帯)	1世帯人口(人)
2000(平成12)年	36,843	12,505	2.9
2005(平成17)年	36,459	12,798	2.8
2010(平成22)年	35,259	12,870	2.7
2015(平成27)年	34,174	13,094	2.6
2020(令和2)年	32,740	13,128	2.5

資料 平成12年～令和2年国勢調査結果

#### (2) 年齢別人口割合の推移

2020(令和2)年の国勢調査結果によると、年齢3区分別人口割合は、年少人口(15歳未満)が12.0%、生産年齢人口(15歳～64歳)が54.8%、老年人口(65歳以上)が32.8%、年齢不詳が0.4%となっています。年少人口及び生産年齢人口の減少と、老年人口の増加に伴い、少子・高齢化が着実に進行しています。



資料 平成12年～令和2年国勢調査結果

図2-4 年齢別人口割合の推移

## 2-2 就業構造

### (1) 産業別就業者数割合

2020(令和2)年の国勢調査によると、本市の産業別就業者数割合は、第1次産業が3.5%、第2次産業が24.8%、第3次産業が69.6%となっており、第3次産業就業者数が全体の過半数を占めています。

表2-3 産業別就業者数割合(産業3部門別)

	第1次産業(%)	第2次産業(%)	第3次産業(%)	分類不可能
2000(平成12)年	5.9%	31.3%	62.2%	0.6%
2005(平成17)年	4.6%	27.5%	66.9%	1.0%
2010(平成22)年	4.2%	26.1%	66.9%	2.8%
2015(平成27)年	4.0%	25.4%	68.4%	2.2%
2020(令和2)年	3.5%	24.8%	69.6%	2.1%

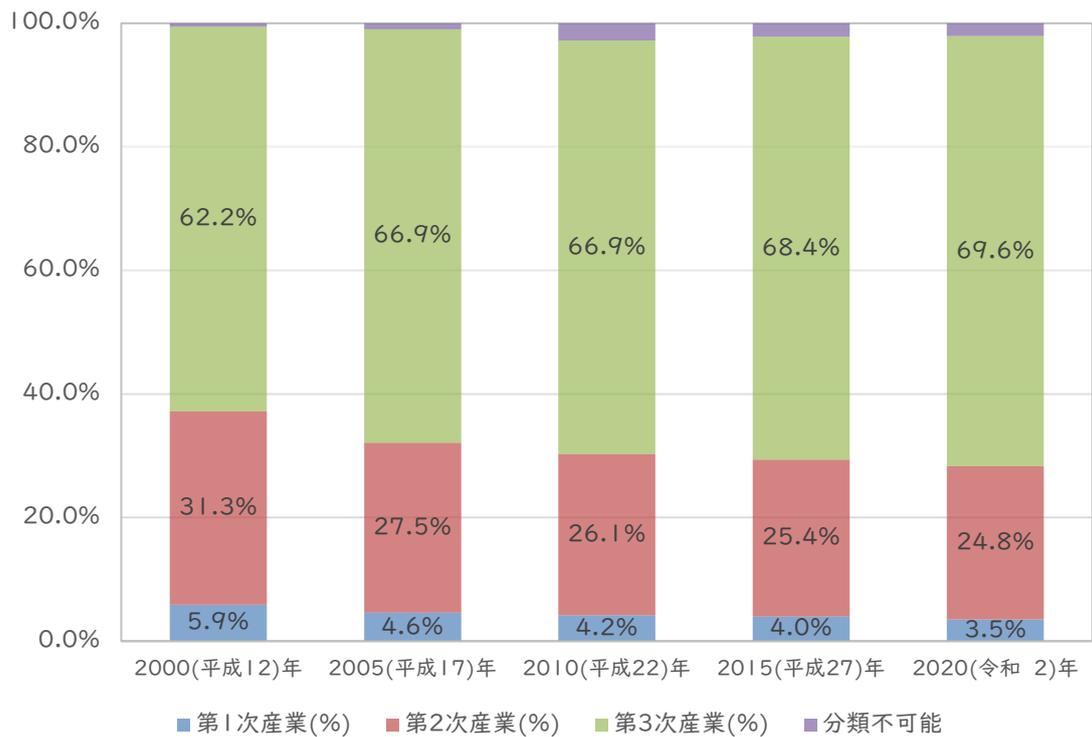


図2-5 産業別就業者数割合(産業3部門別)

## 2-3 土地利用の状況

### (1) 地目別土地利用状況

本市の地目別土地利用状況は、「宅地」が31.2%と最も高く、次いで公用地を含む「その他」の22.2%、「畑」の18.6%となっています。

表2-4 土地利用面積及び構成比

区分		2020(令和2)年度	
		面積 (ha)	構成比 (%)
農用地	田	88.5	3.0%
	畑	540.9	18.6%
	小計	629.4	21.6%
山林		44.7	1.5%
原野		3.7	0.1%
水面・河川等		310.0	10.7%
宅地		907.3	31.2%
公園緑地		63.4	2.2%
道路		306.9	10.5%
その他		645.6	22.2%
合計		2911.0	100.0%

資料：都市整備課（境港市の概要 Databook2021）

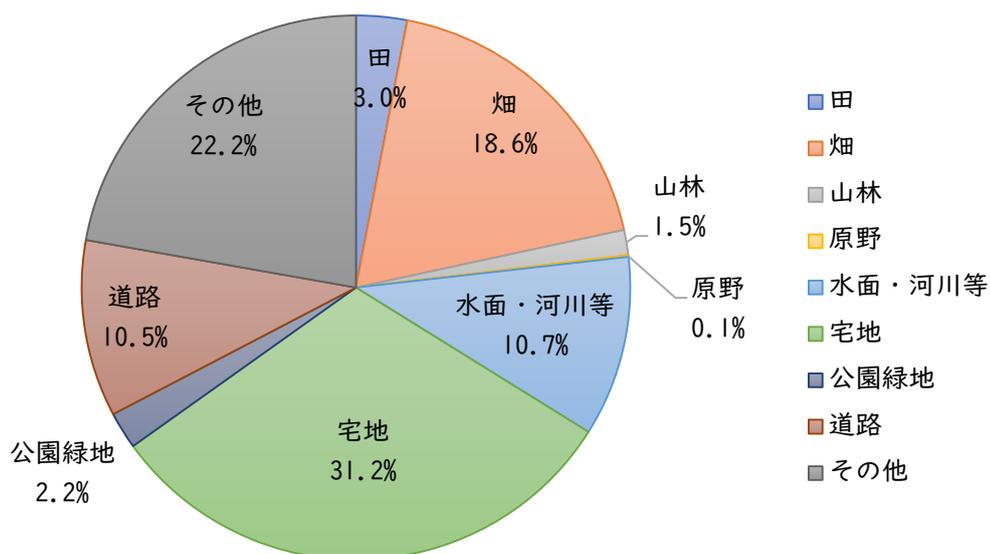


図2-6 土地の利用状況

### 第3節 本市のごみ処理の実態と分析

#### 3-1 清掃事業の歴史的変遷

本市におけるごみ処理の経緯を、表2-5に示します。

ごみ処理の有料化をはじめとする様々な減量対策、民間リサイクル施設を活用した資源化などの取組を重ねてきた結果、2019(令和1)年度の可燃ごみ量は、有料化を開始した2003(平成15)年度と比較して約40%削減されています。

表2-5 清掃事業の歴史的変遷

年月	内容
1966(S41).5	ごみ焼却炉(30トン/日)を設置(境港市塵芥焼却場)
1971(S46).5	不燃物埋立地(約76,000㎡)を設置
1972(S47).6.1	鳥取県西部広域行政管理組合設立
1973(S48).3	ごみ焼却炉(20トン/日)を増設
1973(S48).8	鳥取県西部広域行政管理組合にて全域を対象に不燃ごみ共同処理を開始
1987(S62).12	ごみ焼却炉(60トン/16時間)を設置(境港市清掃センター)
1992(H4).6~7	資源物収集に対するモデル事業実施
1992(H4).10	古紙再資源化回収事業開始
1993(H5).9	鳥取県西部広域行政管理組合にて新処分場による埋立処分を開始(委託業者において一般廃棄物第2最終処分場(490,367㎡)が設置される)
1994(H6).3	不燃物埋立地(約76,000㎡)の埋め立てを完了
1995(H7).7	境港市リサイクルセンター(17トン/日)を設置
1995(H7).8	分別区分を資源ごみ(ビン缶類)、粗大ごみ、有害ごみを加えた6種10分別に変更
2000(H12).9	分別区分を資源ごみ(プラスチック類)を加えた7種12分別に変更
2003(H15).10	可燃ごみ集積所を全市ステーション化市施設に搬入されるごみの処理を有料化(資源ごみ類及び40kg以下の搬入を除く)
2004(H16).10	可燃ごみ収集袋の有料化を実施
2012(H24).10	市施設に搬入されるごみの処理費の見直し(10kgごとに変更)
2014(H26).11	分別区分を軟質プラスチック類を加えた8種13分別に変更 布類、衣類の処理手数料引き下げ
2016(H28).4	米子市への可燃ごみ処理委託を開始(境港市清掃センター焼却停止)
2019(H31).4	不燃残渣の民間事業者による外部処理を開始

### 3-2 ごみ処理の現状

#### (1) ごみの分別区分

本市では、2014(平成26)年11月から軟質プラスチック類を新たな分別区分として追加し、表2-6に示すとおり8種13分別としています。

表2-6 ごみの分別区分

種別	分別区分	主な品目	
1可燃ごみ	1)燃えるごみ	台所類	料理くず、残飯、果物くず、茶がら、貝がら、卵のから、魚のあら、鶏等の骨など
		紙布類	ちり紙、紙コップ、牛乳パックと同じ材質ではない紙パック、靴下、布、衣類など
		草木類	板切れ、枯れ木、剪定木、葉っぱ、庭草、木箱類
		家具、敷物類	戸棚、タンス、木机、ジュータン、カーペット、マットなど
		寝具類	座布団、枕、布団、毛布など
		革、ゴム類	カバン・バック、ベルト、靴、財布、風呂マットなど
		ラップ類	使用したラップ類(プラマークがないもの)など
		その他	上記に類し、資源ごみや粗大ごみに該当しない可燃性のもの、プラスチックケースでない保冷剤
2不燃ごみ	2)燃えないごみ	ガラス、陶磁器類	板ガラス、コップ、瀬戸物、化粧品ビン、植木鉢、白熱電球、LED電球など
		金属類	自転車、乳母車、やかん、なべ、ガスレンジ、包丁、ナイフ、傘、ゴルフクラブ、スプレー・ペンキの空缶類、編み機、ファンヒーター、石油ストーブなど
		硬質プラスチック類	釣竿、ヘルメット、盆、食器、プラスチック容器、スキー靴、おもちゃ、ポットなど
		小型電子機器類	ラジオ、ビデオデッキ、カセットデッキ、電気スタンド、掃除機、扇風機、電気こたつ、炊飯器、電子レンジ、餅つき器、食器乾燥機、ミキサー、トースター、電話機、アイロン、ワープロなど
		その他	上記に類し、資源ごみや粗大ごみに該当しない不燃性のもの、プラスチックケースの保冷剤
3資源ごみ古紙類	4)新聞・折込チラシ	新聞紙、折込チラシ	
	5)段ボール紙	果物・家電製品等の入った段ボール紙	
	6)本・雑誌類	本、雑誌、菓子箱、ノート、パンフレット、封筒類、紙箱、書籍など	
4資源ごみビン缶類	7)再利用ビン	ビールビン(大・中・小・特大)、ジュースビン(コーラ会社、ビール会社製品)	
	8)缶・雑ビン	食料品の空き缶、空きビンなど	
5資源ごみプラスチック類	9)ペットボトル	清涼飲料用、酒類(みりんも含む)、醤油用	
	10)白色トレイ	食品用白色トレイ	
6軟質プラスチック類	3)軟質プラスチック	お菓子の袋、レジ袋、豆腐パック、カップ麺、発泡スチロール(プラマークがあるもの)など	
7粗大ごみ	11)可燃性	木製家具(食卓、戸棚、タンス、下駄箱)、ベッド、布団、毛布、畳、ジュータン、マットレス、応接セット、ソファなど	
	12)不燃性	マッサージ機、ステレオ、学習機・イス、オルガン、スプリングベッド、パイプベッド、スチール製家具、はしご、網戸、スキー板、物干し竿など	
8有害ごみ	13)有害物	乾電池、蛍光管、体温計の水銀を含んだもの	

※ 可燃ごみ60cm以下、不燃ごみ1m以下とし、その大きさを超える場合は粗大ごみとする。

※ 本市で処理できないごみ(処理困難物)については、第1章の表1-1(1-3ページ)を参照。

(2) ごみの排出形態

本市の家庭系ごみ及び事業系ごみの収集形態は、粗大ごみ以外についてはステーション収集(1回の収集に当たり30kg未満)及び拠点収集、粗大ごみは有料収集サービス又は直接搬入となっています。収集・運搬は本市が主体となり、直営または業者委託により実施しています。

多量(30kg以上)の家庭系ごみや事業系ごみについては、自らの責任において搬入を行うほか、市が許可する一般廃棄物処理許可業者への委託処理となっています。なお、本市が実施するごみの収集運搬方法は表2-7に示すとおりです。また、処理施設への直接搬入ごみの排出形態を表2-8に示します。

表2-7 本市が実施するごみの収集運搬

区分	収集方式	収集頻度	収集主体	備考
1 可燃ごみ	ステーション方式	週2回	直営、委託	有料指定袋等で排出(60cm以内) 家庭用大(40ℓ):41円/枚 家庭用中(30ℓ):31円/枚 家庭用小(40ℓ):20円/枚 事業所用(40ℓ):62円/枚 家庭用枝木用収集券:41円/枚 事業所用枝木用収集券:62円/枚
2 不燃ごみ	ステーション方式	月1回	委託	1m以内にして排出
3 資源ごみ 古紙類	ステーション方式	月1回	直営、委託	新聞紙・折込チラシ、段ボール紙、本・雑誌類ごとにひもで束ねて排出
4 資源ごみ ビン缶類	ステーション方式	月2回	委託	各ステーションに配布されたコンテナに排出
5 資源ごみ プラスチック類	拠点収集	随時	委託	スーパー、公民館等の回収ボックスに排出
6 軟質プラスチック類	ステーション方式	週1回	直営	有料指定袋で排出 家庭用(50ℓ):20円/枚 家庭用(25ℓ):10円/枚
7 粗大ごみ	戸別収集	週1回他	直営	毎週水曜日と3,6,9,12月の第3日曜日 事前予約制(有料)
8 有害ごみ	ステーション方式	年4回	委託	各ステーションに配布されたコンテナに排出

※ 自治会等が実施するボランティアによる刈草等の収集に関しては、市が配布する「ボランティア袋」を使用することで有料指定袋に代えることができる。

表2-8 直接搬入ごみの排出形態

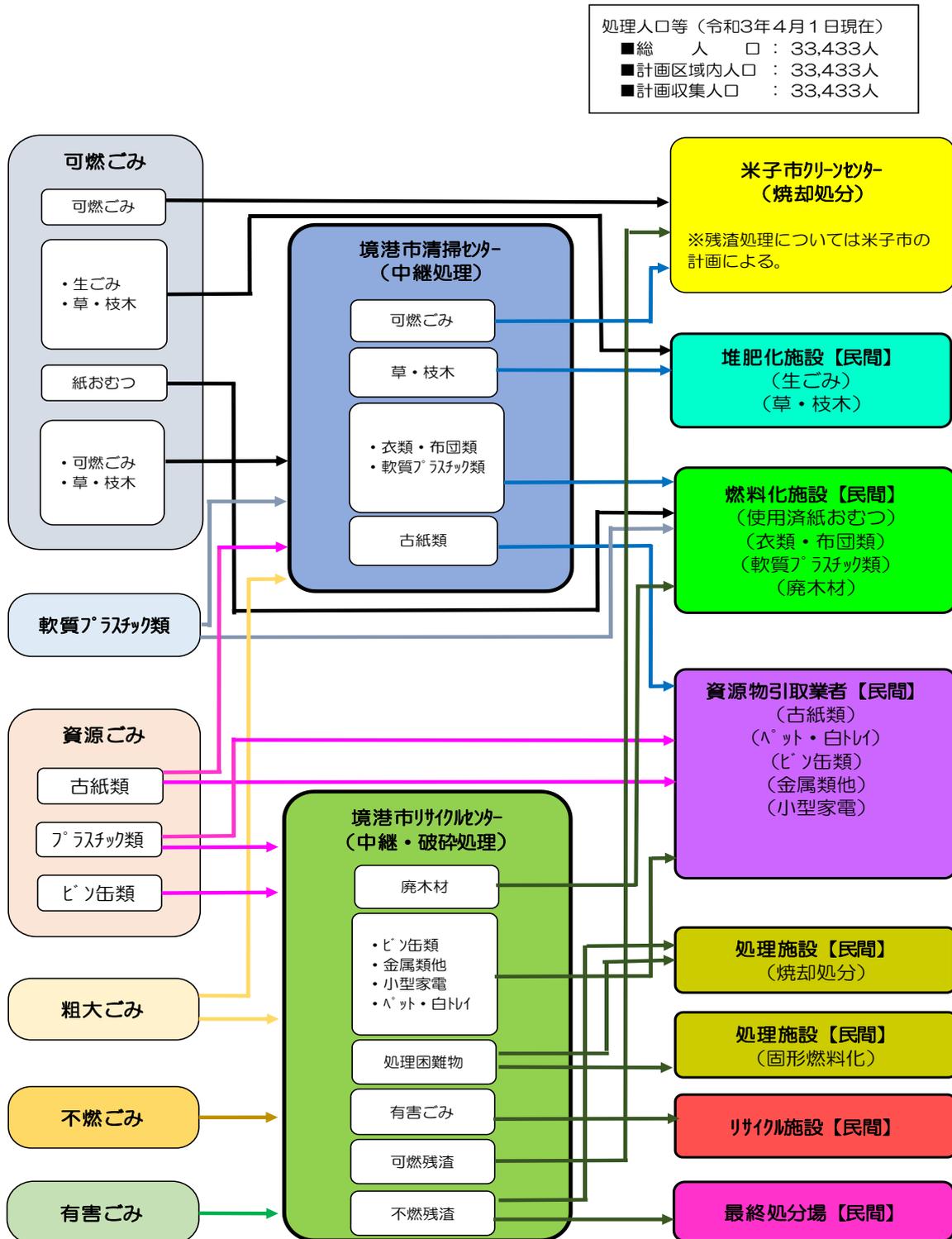
区分	排出者	搬入者	本計画での名称	備考
家庭系ごみ	市民	収集運搬許可業者	直接搬入ごみ	処理手数料:178円/10kg
			直接搬入ごみ (衣類・布類限定)	処理手数料:104円/10kg
		市民	直接搬入ごみ	処理手数料:178円/10kg ※30kg未満の「可燃ごみ」 は有料指定袋の使用の場 合は処理手数料の対象外
			直接搬入ごみ (衣類・布類限定)	処理手数料:104円/10kg
事業系ごみ	事業者	収集運搬許可業者	直接搬入ごみ	処理手数料:178円/10kg
		事業者	直接搬入ごみ	処理手数料:178円/10kg

※資源ごみ、小型電子機器は処理手数料の対象外

### (3) ごみ処理の体制

#### ① ごみ処理フロー

本市におけるごみごみ処理の流れを図2-7に示します。



資料：令和3年度清掃事業概要（境港市）

図2-7 ごみ処理フロー

## ② ごみ処理施設

2021(令和3)年度における、本市のごみ処理に関する施設の管理・運営体制を表2-9に示します。また、本市管内から排出されるごみを中間処理及び最終処分する施設の概要を表2-10～表2-12に示します。

可燃ごみの焼却に関しては、2016(平成28)年4月より、鳥取県西部圏域(米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町及び江府町の2市6町1村。以下「西部圏域」という。)における可燃ごみ処理計画に基づき、米子市に処理委託をしています。再資源化を行うために必要な選別等の処理は、1995(平成7)年度に供用開始した境港市リサイクルセンターで行っており、不燃系ごみの破碎、選別処理を実施しています。

表2-9 本市のごみ処理に関する施設の管理・運営体制

区分		施設名	管理者	運営	施設使用市町村
中間処理	可燃ごみ処理施設	米子市クリーンセンター	米子市	委託	(処理委託)境港市、大山町、日吉津村
	不燃系ごみ・粗大ごみ処理施設	境港市リサイクルセンター	境港市	直営	境港市
最終処分	最終処分施設	環境プラント工業一般廃棄物第2最終処分場	環境プラント工業(株)	環境プラント工業(株)	鳥取県西部市町村(境港市、米子市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町)

表2-10 可燃ごみ処理施設(米子市)

施設名	米子市クリーンセンター
所在地	鳥取県米子市河崎 3280 番地 1
敷地面積	33,318㎡
竣工	2002(平成14)年3月
処理能力	270トン/24時間×3炉
処理方式	ストーカ炉
排ガス処理設備	バグフィルター、減温塔、触媒反応塔

表2-11 不燃系ごみ・粗大ごみ処理施設(境港市)

施設名	境港市リサイクルセンター
所在地	境港市夕日ヶ丘2丁目119番地6
敷地面積	6,700㎡
竣工	1995(平成7)年7月
処理能力	17トン/5時間
処理方法	資源ごみビン缶類:磁選機+手選別コンベア+アルミ選別機 不燃ごみ:破碎機+磁選機+風力選別 粗大ごみ: //

表2-12 最終処分施設

施設名	環境プラント工業一般廃棄物第2最終処分場
所在地	米子市淀江町小波地内
設置者	環境プラント工業(株)
埋立地面積	31,825㎡
埋立容量	490,367㎡(R3年度末現在残余容量:84,274㎡)
埋立開始	1993(平成5)年9月
埋立対象物	溶融固化物、ダスト固化物、不燃物残渣、土砂・ガレキ
埋立工法	セル方式
遮水設備	高密度ポリエチレンシート(厚さ=1.5mm)
浸出水処理方法	生物処理+凝集沈殿処理+砂ろ過処理+膜脱処理(RO膜)+活性炭吸着処理 処理規模:120㎡/日

## 第4節 ごみ処理行政の動向

### 4-1 循環型社会形成推進基本法・循環型社会形成推進基本計画

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会のあり方や国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた「循環型社会」を形成するため、2000（平成12）年6月に「循環型社会形成推進基本法」が公布され、2001（平成13）年1月に施行されました。

この法律では、対象物を有価・無価を問わず「廃棄物等」として一体的にとらえ、製品等が廃棄物等となることの抑制を図るべきこと、発生した廃棄物等についてはその有用性に着目して「循環資源」としてとらえ直し、その適正な循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）を図るべきこと、循環的な利用が行われないものは適正に処分することを規定し、これにより「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」である「循環型社会」を実現することとしています。

また、同法では、政府において、循環型社会の形成に関する基本的な計画として、「循環型社会形成推進基本計画」を策定することを規定しています。この計画は、循環型社会の形成に関する政策の総合的、計画的な推進を図るための中心的な仕組みとなるものであり、2018（平成30）年6月に閣議決定した「第四次の循環型社会形成推進基本計画」では、国の取組の基本的な方向や一般廃棄物の減量化に関する数値目標を次のとおりとしています。

表2-13 「第四次循環型社会形成推進基本計画」における基本的方向と数値目標

＜循環型社会形成に向けた取組の中長期的な方向性＞		
・ 持続可能な社会づくりとの統合的な取組		
・ 地域循環共生圏形成による地域活性化		
・ ライフサイクル全体での徹底的な資源循環		
・ 適正処理の推進と環境再生		
・ 災害廃棄物処理体制の構築		
・ 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開		
・ 循環分野における基盤整備		
＜数値目標＞		
指標	数値目標	目標年次
1人1日当たりのごみ排出量	約 850 グラム/人/日	2025（令和 7）年度
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	約 440 グラム/人/日	2025（令和 7）年度
事業系ごみ排出量	約 1,100 万トン/年	2025（令和 7）年度

#### 4-2 鳥取県西部広域行政管理組合 一般廃棄物処理施設整備基本構想

西部圏域では、運営する一般廃棄物処理施設の老朽化が進行し、処理残渣の最終処分を行っている民間の最終処分場も最終処分期限が近づいていることから、長期的に施設の集約化等の抜本的な対策を講じるため、「鳥取県西部広域行政管理組合 一般廃棄物処理施設整備基本構想」を2021(令和3)年8月に策定しています。

西部圏域で稼働している処理施設は、2031(令和13)年度までに稼働を終了し、2032(令和14)年度からは、新たな処理施設として稼働する構想になっています。また、2032(令和14)年度における、ごみの排出量等に関する目標値を以下のとおり掲げています。

表2-14「鳥取県西部広域行政管理組合 一般廃棄物処理施設整備基本構想」における目標値

指標	2032(令和14)年度 目標値
ごみ排出量(計画収集量+直接搬入量+集団回収量)(許可資源ごみ量除く)	825.9グラム/人・日
家庭系収集ごみ排出量(資源ごみ量除く)	440.1グラム/人・日
事業系ごみ排出量(資源ごみ量除く)	59.8トン/日

## 第3章 基本計画

### 第1節 ごみ処理の現状

#### 1-1 ごみの排出量の状況

##### (1) 種類別の排出量

2021(令和3)年度における本市のごみ排出量は12,375トンであり、2012(平成24)年度以降減少傾向にあります。種類別の排出量として最も多いのは【家庭】可燃ごみで、次に【事業】可燃ごみ、【家庭】資源ごみ、【家庭】不燃ごみと続いています。

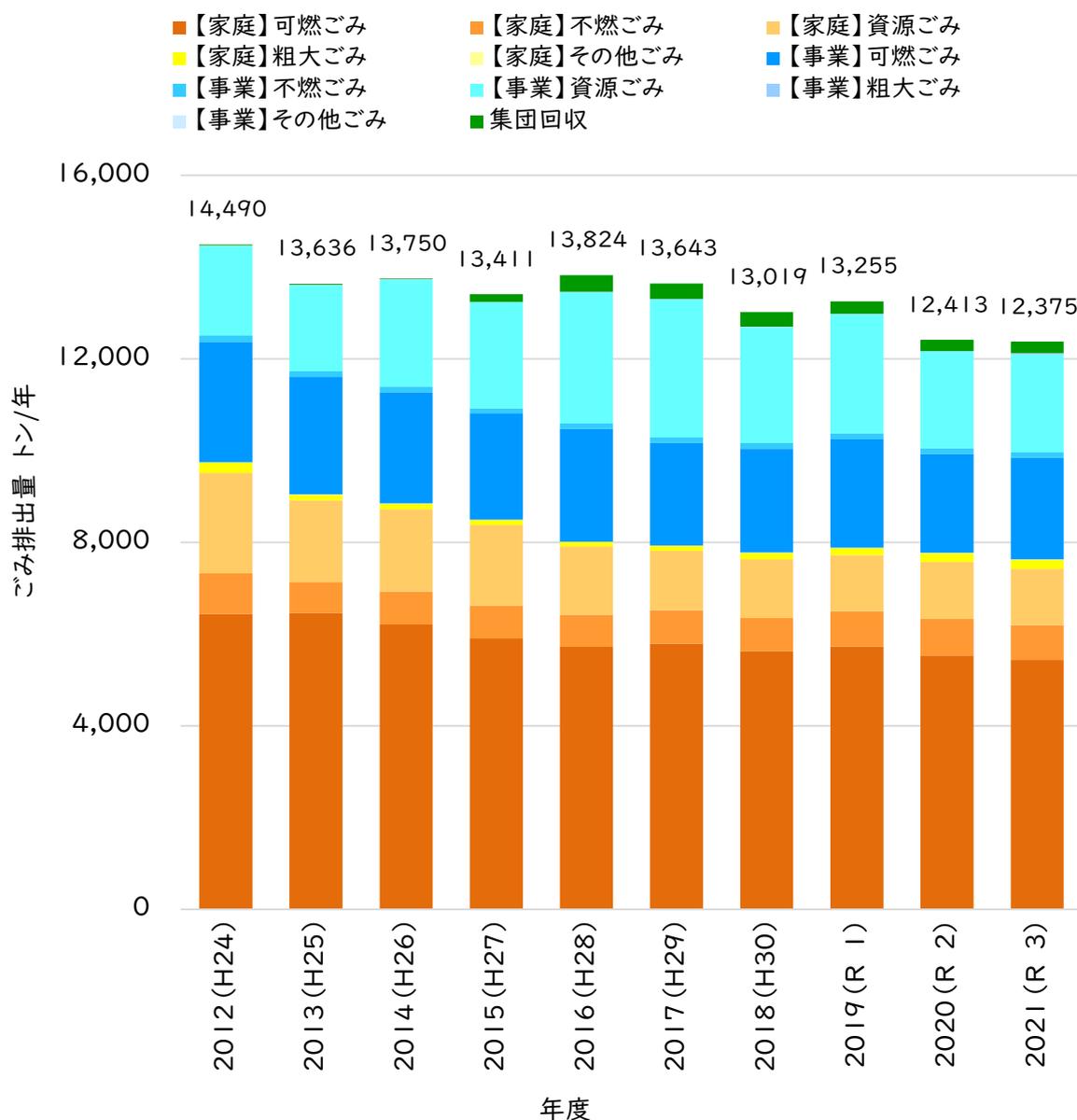


図3-1 種類別排出量の推移

## (2) 1人1日当たりの排出量

総排出量ベースの1人1日当たり排出量は、2012(平成24)年度以降増減を繰り返し、2021(令和3)年度1,016.3グラムです。

可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ排出量ベースの1人1日当たり排出量は、本計画(平成25年10月)の指標として設定されています。2012(平成24)年度以降減少傾向にあり、2021(令和3)年度718グラムです。

総排出量(許可資源ごみ※1を除いた量)ベースの1人1日当たり排出量は、2012(平成24)年度以降減少傾向にあり、2021(令和3)年度847.1グラムです。

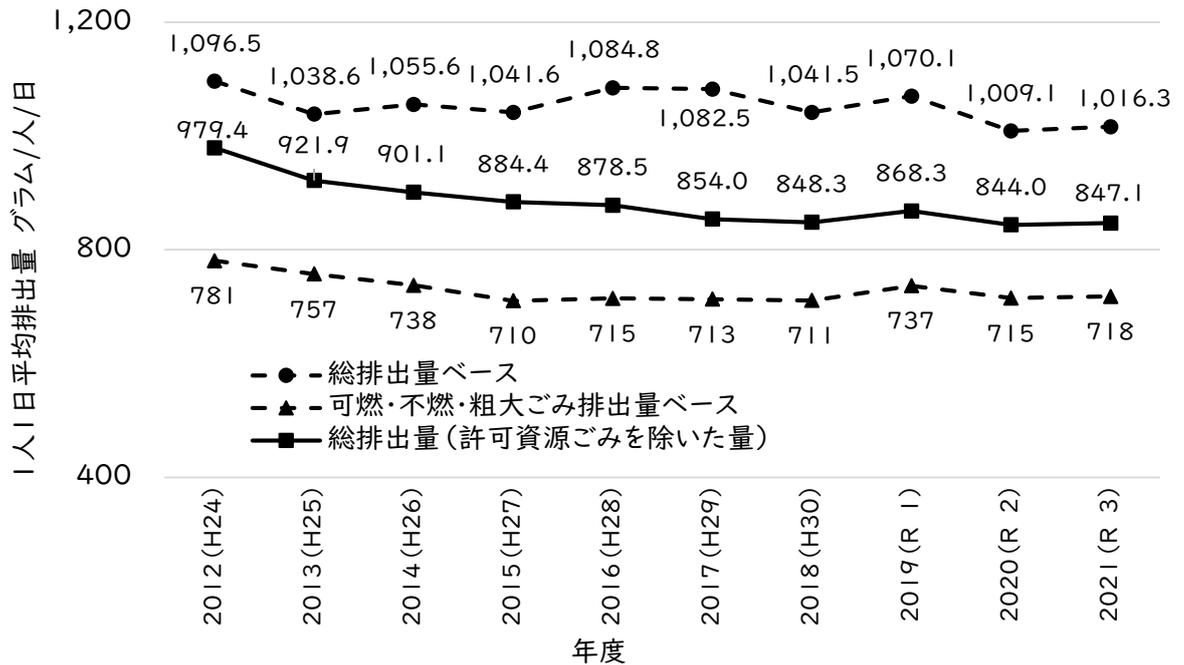


図3-2 1人1日当たりの排出量の推移

※1 許可資源ごみは、行政が処理に関与せずに出発業者が直接資源化しているごみ。

## (3) ごみ排出削減目標の達成状況

本計画のごみ排出削減目標(平成25年10月策定時)は、「目標年度2016(平成28)年度において、基準年度2011(平成23)年度の1人1日当たりの排出量(可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ)を6%削減する」としています。目標年度である2016(平成28)年度以降、2021(令和3)年度までの全ての年度において目標を達成しています。

表3-1 ごみ削減目標の達成状況

	削減目標	基準年度	実績									
		2011 平成23	2012 平成24	2013 平成25	2014 平成26	2015 平成27	2016 平成28	2017 平成29	2018 平成30	2019 令和元	2020 令和2	2021 令和3年度
1人1日当たりの排出量	グラム/人・日	819	781	757	738	710	715	713	711	737	715	718
削減率		-	3.4%	5.5%	7.3%	9.7%	9.3%	9.5%	9.7%	7.3%	9.3%	9.0%
達成状況		-	-	-	-	-	達成	達成	達成	達成	達成	達成

※1人1日当たりの排出量=総排出量(集団回収含む)÷行政区画内人口÷年間日数

## 1-2 ごみの性状(ごみ組成調査結果より)

### (1) 家庭系収集ごみ(可燃)

一般家庭からごみ集積所に出される可燃ごみのうち、手つかず食品、調理くず・食べ残し、汚れた紙類、布類など適正に排出されているごみは70.0%となっています。

新聞・チラシ、雑がみなどの古紙類、紙おむつ、軟質プラスチックなど、資源ごみに出すことができるものが合わせて29.8%となっています。

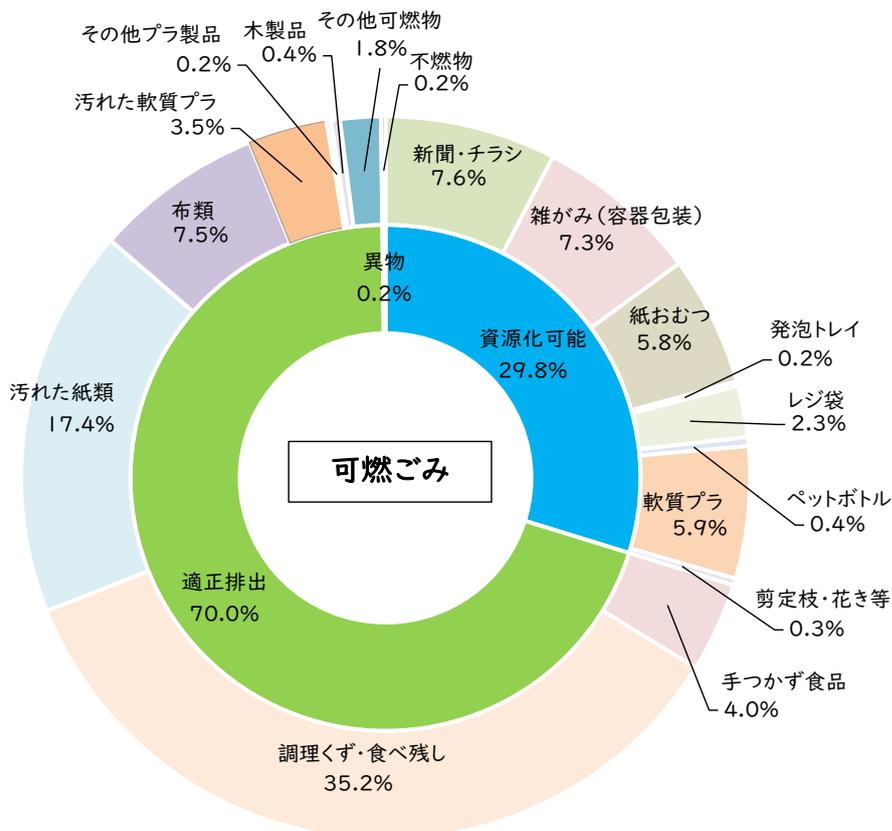


図3-3 可燃ごみの種類組成割合(重量ベース)【調査日:2022(令和4)年9月23日】

## (2) 家庭系収集ごみ(不燃)

一般家庭からごみ集積所に出される不燃ごみのうち、その他金属、その他プラ製品、ガラス・陶磁器など適正に排出されているごみは77.9%となっています。

軟質プラスチック、缶、割れていないびんの資源ごみに出すことができるものが合わせて15.1%、異物となる可燃ごみは7.0%となっています。

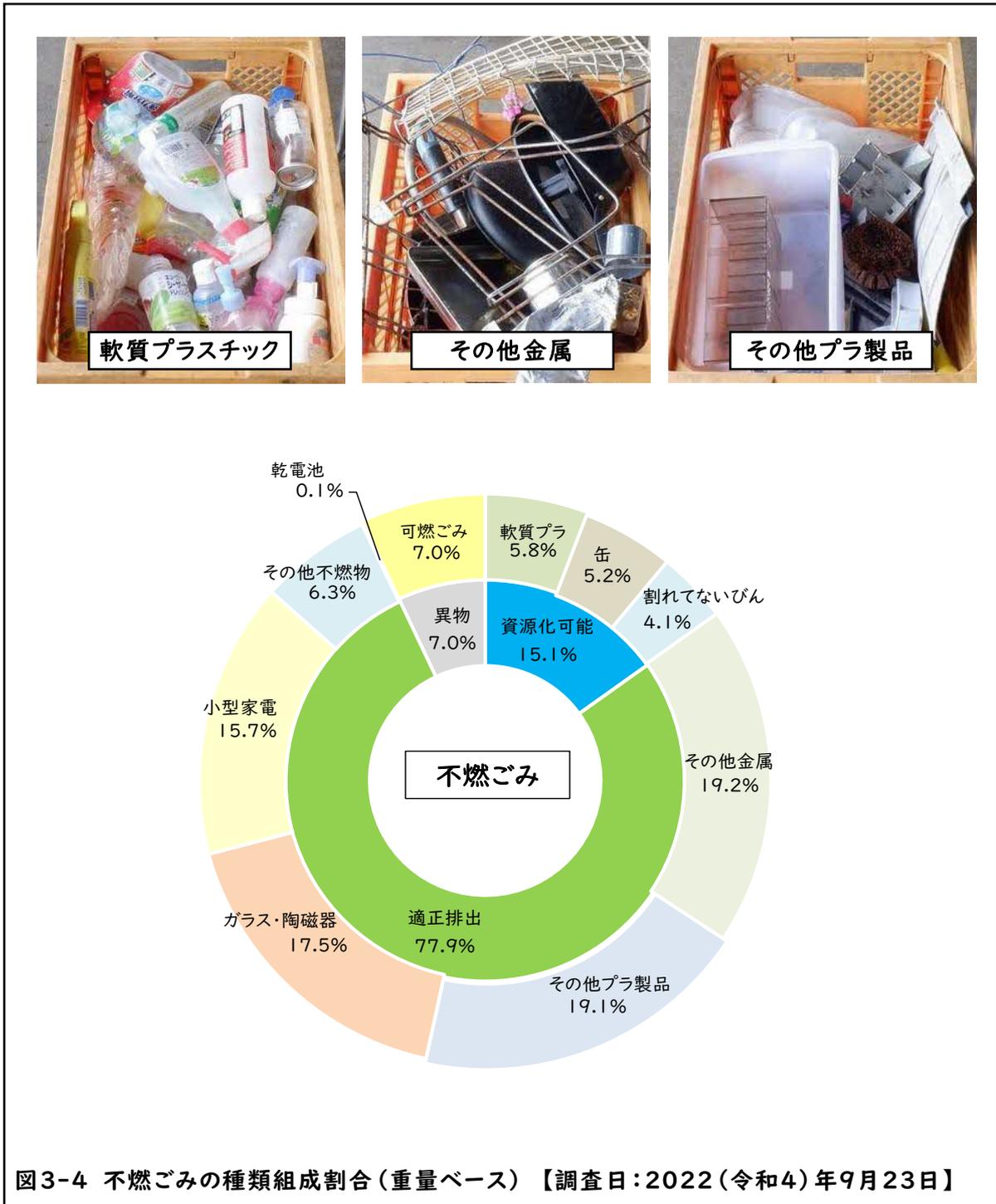


図3-4 不燃ごみの種類組成割合(重量ベース) 【調査日:2022(令和4)年9月23日】

### 1-3 資源化量及びリサイクル率の状況

本市の資源化量及びリサイクル率は、2013（平成25）年度から2017（平成29）年度にかけて増加し、それ以降減少傾向にあります。2021（令和3）年度における資源化量は4,415トン、リサイクル率は35.7%です。資源化量で最も多いのは中間処理後再生利用量※1で、次に直接資源化量※2、集団回収量※3と続いています。

中間処理後再生利用量は、2013（平成25）年度以降増加傾向にあります。増加要因としては、2014（平成26）年度に軟質プラスチック類の分別がはじまったこと、2016（平成28）年度以降に焼却灰・飛灰のセメント原料化がはじまったことによります。

直接資源化量は、2016（平成28）年度が最も多く、それ以降は減少傾向にあります。内訳としては、紙類（紙パック、紙製容器包装を除く）が大多数を占めています。

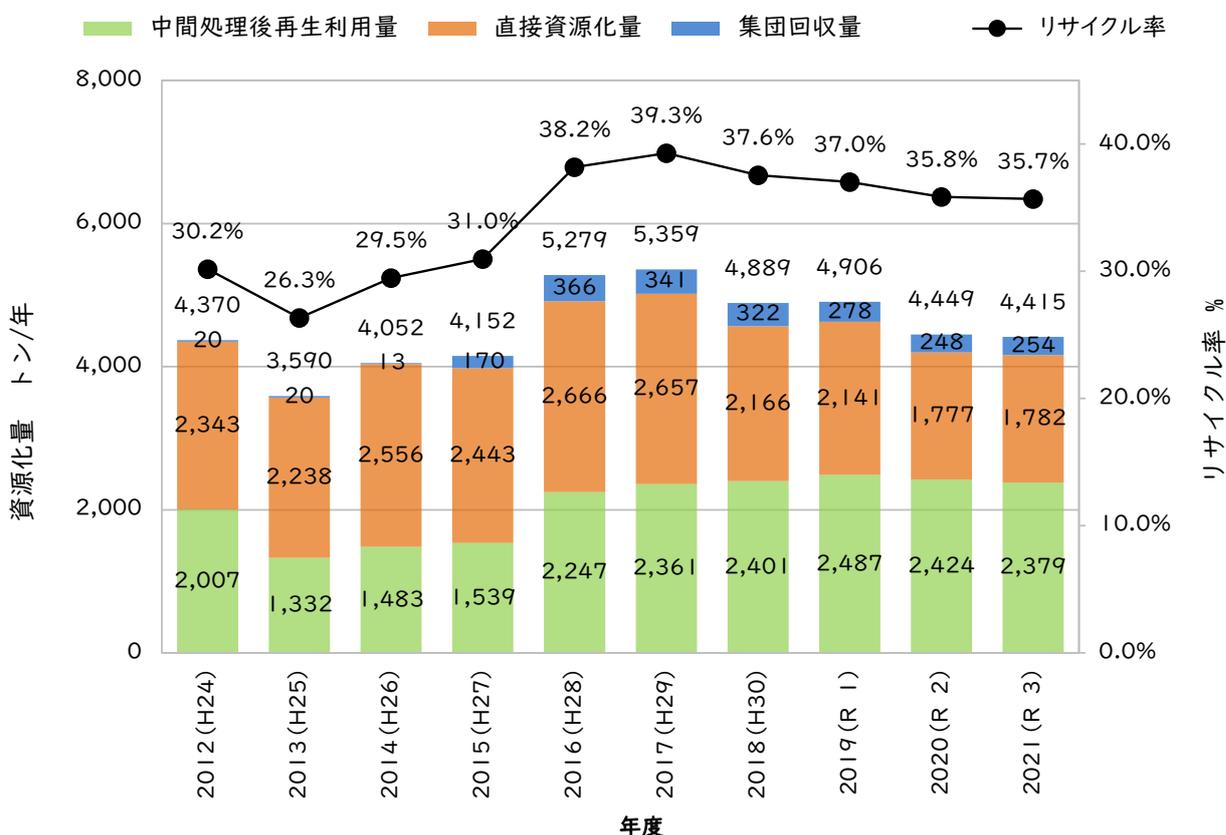


図3-5 資源化量及びリサイクル率の推移

※1 中間処理後再生利用量

可燃、不燃、粗大ごみなどの処理後、金属、ガラス類などを回収し、資源化した量。

※2 直接資源化量

資源化を行う施設を経ずに、直接、再生業者などに搬入した量。

※3 集団回収量

市が実施する資源回収とは別に、自治会、PTAなどが自主的に回収した量。

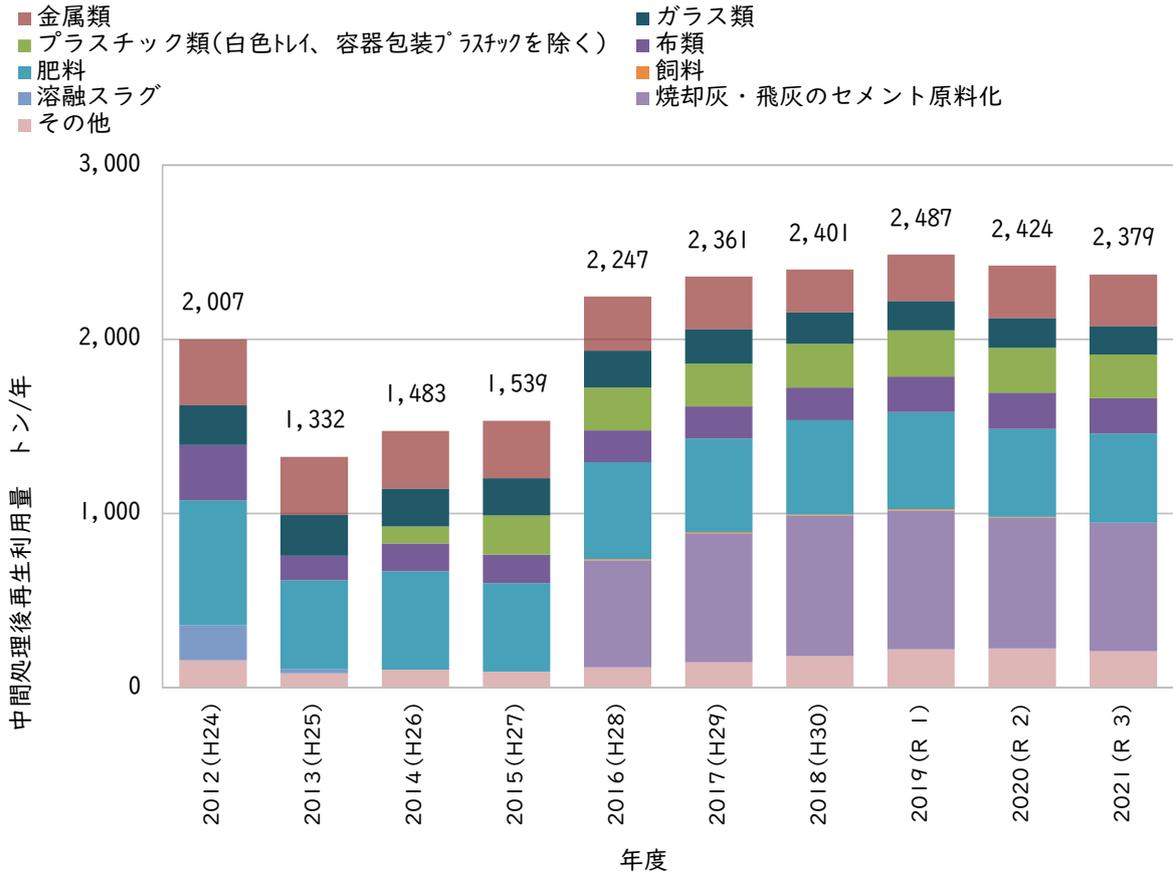


図3-6 中間処理後再生利用量の内訳

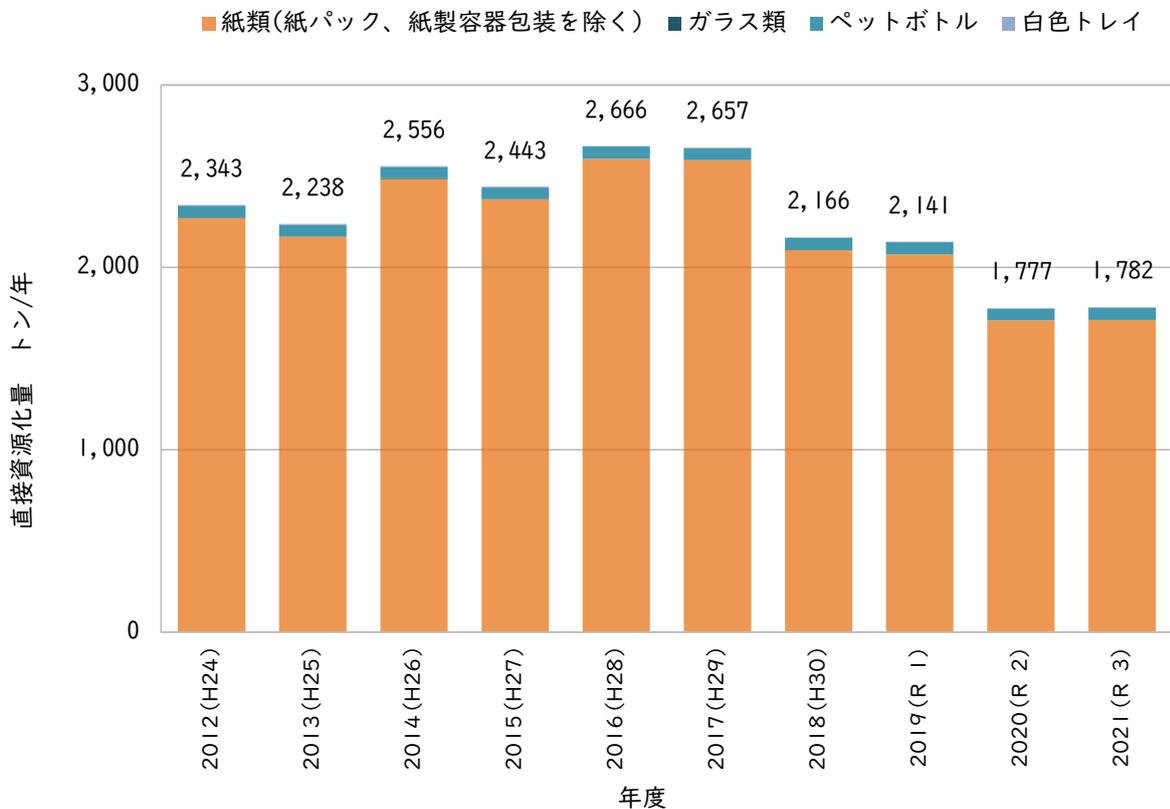


図3-7 直接資源化量の内訳

### 1-4 最終処分量及び最終処分率の状況

本市の最終処分量及び最終処分率は、2013(平成25)年度をピークに、それ以降は増減を繰り返し、2021(令和3)年度における最終処分量は363トン、最終処分率は2.9%となっています。

最終処分量の内訳である焼却残渣量<sup>※1</sup>は2013(平成25年度)をピークに減少傾向にあり、処理残渣量<sup>※2</sup>は2013(平成25年度)から2018(平成30)年度にかけて増加し、それ以降は減少しています。

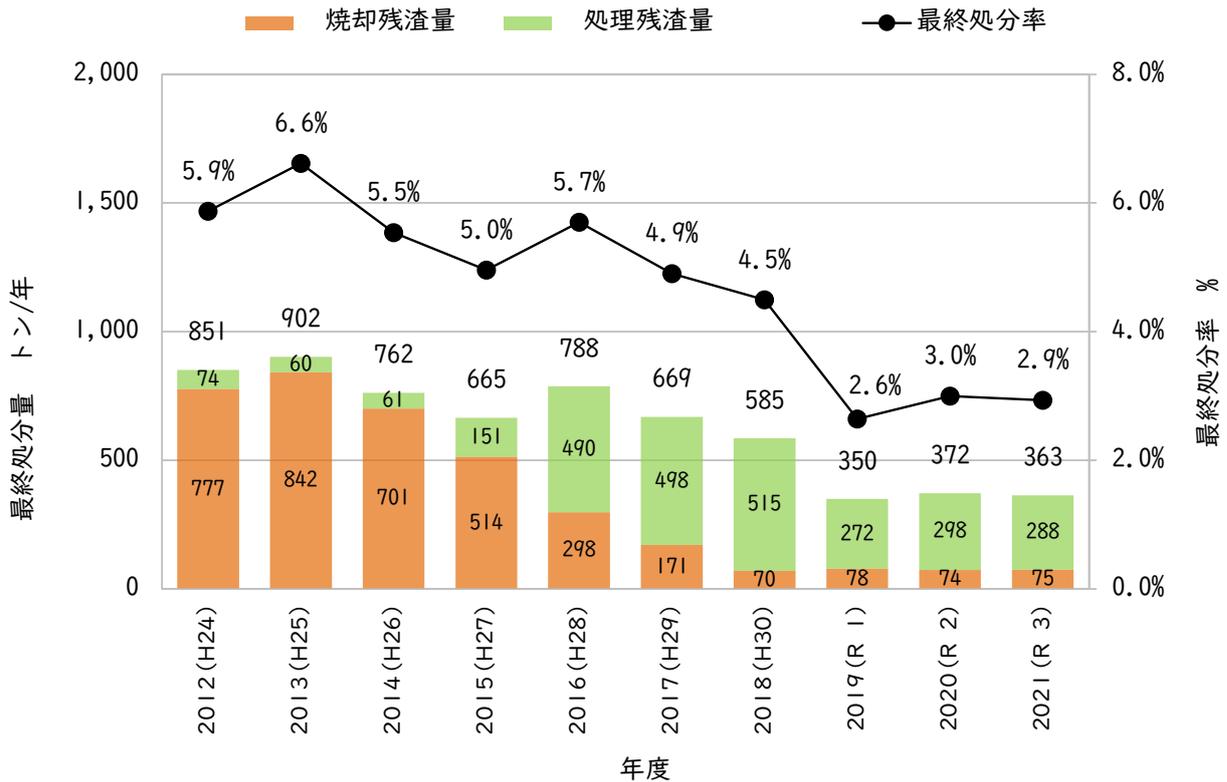


図3-8 最終処分量及び最終処分率の推移

※1 焼却残渣量

可燃ごみを焼却処理した後に残る灰や焼え残りの量。

※2 処理残渣量

不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみを破碎・選別処理した後に残る破碎ごみなどの残渣量。

(参考) 鳥取県内の市町村比較

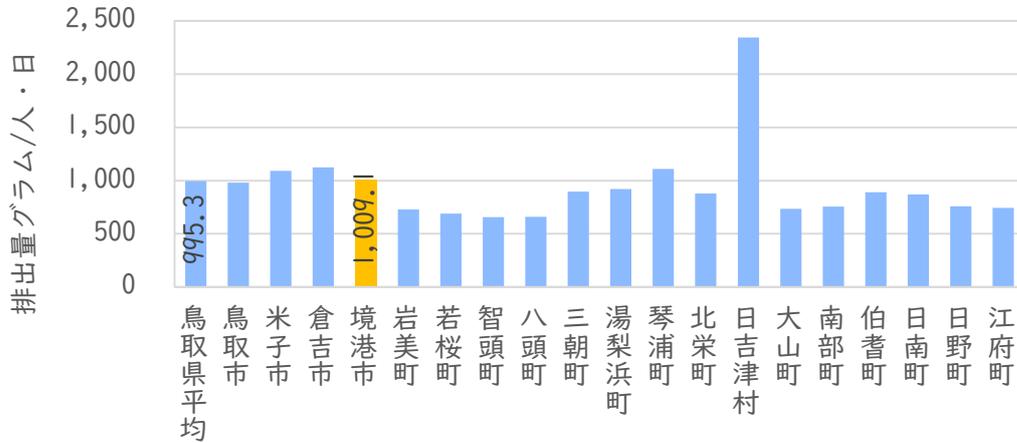


図3-9 1人1日当たりの排出量(2020(令和2)年度)

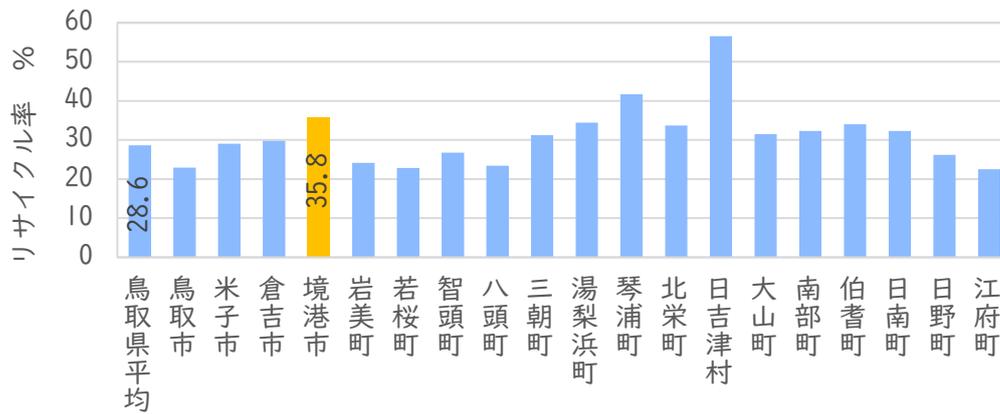


図3-10 リサイクル率(2020(令和2)年度)

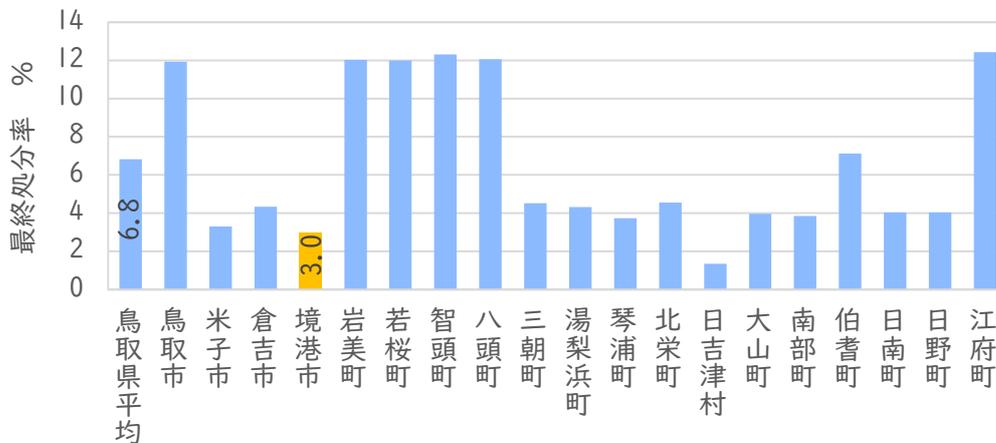


図3-11 最終処分率(2020(令和2)年度)

### 1-5 ごみ処理経費

本市のごみ処理に係る経費は、2021（令和3）年度において約5億9千万円で、そのほとんどは処理費及び維持管理費です。2021（令和3）年度における処理費及び維持管理費は、住民1人あたりでは約1万7千円、ごみ1トンあたりでは約4万8千円となっています。

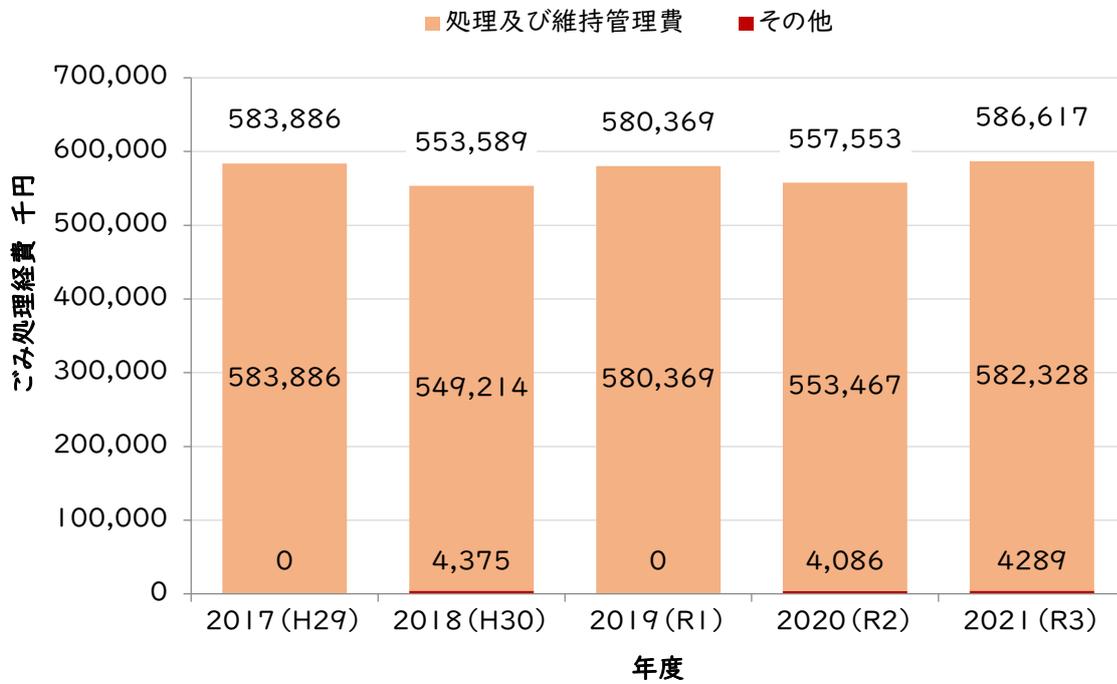


図3-12 ごみ処理経費の推移

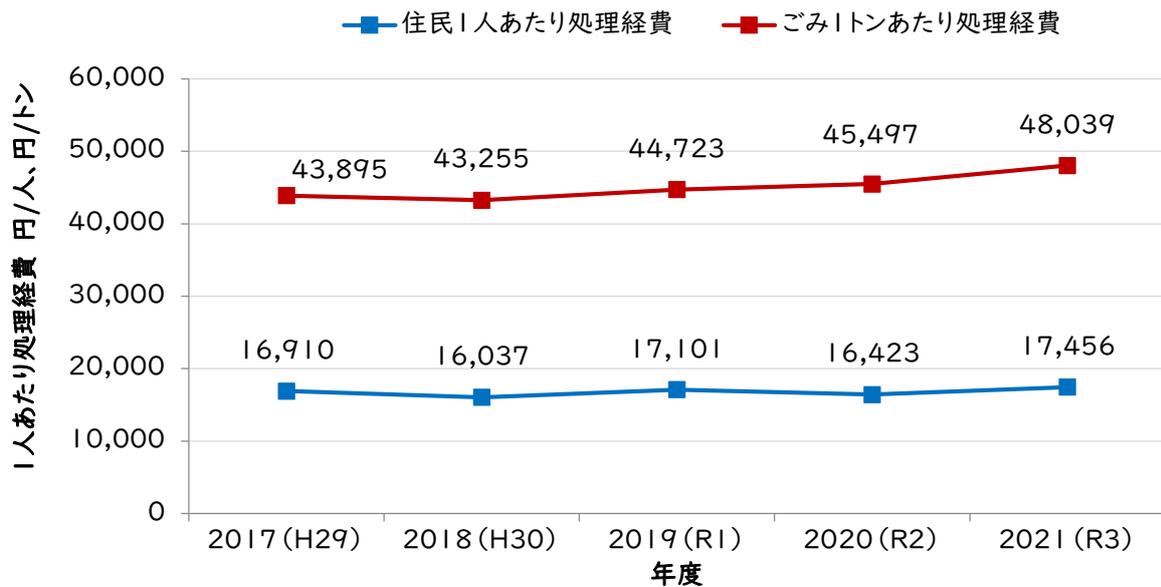


図3-13 1人あたり処理経費の推移

## 1-6 ごみ処理の評価

ごみ処理状況について、2020(令和2)年度実績を基にごみ排出量、リサイクル率、最終処分率、ごみ処理経費の4つを指標として、全国平均、鳥取県平均と比較して評価しました。具体的には、全国平均値あるいは鳥取県平均値を100として本市値を指数化し、レーダーチャート図として示しました。なお、レーダーチャートに示される四角形が大きいほど良好な状況にあることを示します。

本市の評価について、リサイクル率、最終処分率は、鳥取県平均、全国平均を上回っています。一方、1人1日当たりごみ排出量は、鳥取県平均、全国平均を下回っています。

表3-2 ごみ処理の評価

		指標値 2020(令和2)年度			指数	
		本市	鳥取県	全国	鳥取県	対国
1人1日当たりごみ排出量	グラム/人・日	1,009.1	995.3	900.8	99	88
リサイクル率	%	35.8	28.6	20.0	125	180
最終処分率	%	3.0	6.8	8.7	156	166
1人当たりごみ処理経費	円/人	16,423	17,301	14,606	105	88

※指標値は2020(令和2)年度実績で、一般廃棄物処理実態調査結果を採用。

指数は、以下の算定式による。

(1人1日当たりごみ排出量、最終処分率、1人当たりごみ処理経費)

指数 =  $(1 - (\text{実績値} - \text{全国平均または県平均}) / \text{全国平均または県平均}) \times 100$

(リサイクル率)

指数 =  $(1 + (\text{実績値} - \text{全国平均または県平均}) / \text{全国平均または県平均}) \times 100$

※ごみ処理経費は、建設改良費、処理及び維持管理費、その他のうち、毎年のごみ処理経費として継続して必要と判断される処理及び維持管理費とした。

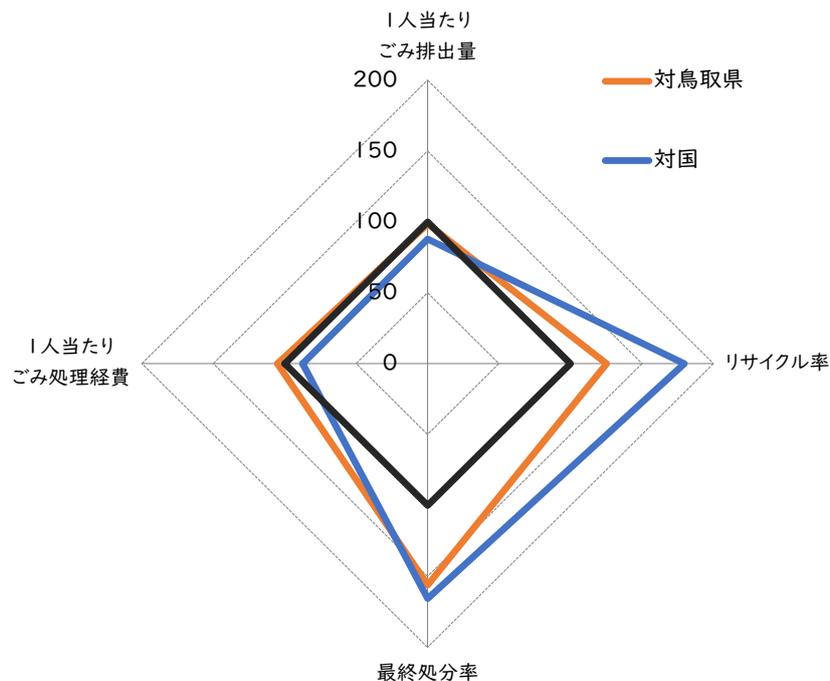


図3-14 ごみ処理の評価 (レーダーチャート)

## 1-7 ごみ処理の課題

### (1) 分別意識・減量意識の向上と実践

家庭からごみ集積所に出される可燃ごみ及び不燃ごみの組成調査を実施した結果、資源ごみとして排出されるべきごみが含まれていることが確認されています。また、可燃ごみには、手つかずのまま捨てられた食品や調理くず・食べ残しも散見されたことから、分別の徹底やごみ減量の意識に改善の余地があると考えられます。

ごみの減量やリサイクル率の向上を図るため、市民の分別意識・減量意識の更なる向上に向けた取り組みが必要です。

また、事業所から排出されるごみは、ごみの組成などの詳細について、今後調査・研究を行い、減量化の方策を検討する必要があります。

### (2) プラスチックの資源循環

資源有効利用、海洋プラスチックごみ問題やアジア諸国の輸入制限への対応等を契機として、プラスチックの資源循環を促進する重要性が高まっています。

このような背景から、我が国では、持続可能な社会の実現に向けた方向性を示した「プラスチック資源循環戦略」が2019(令和1)年5月31日に策定され、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)」が令和4年4月1日に施行されました。

現在、本市で実施している軟質プラスチック類の資源化に加え、今後、製品プラスチックの資源化を検討するなど、プラスチックごみの排出抑制、資源化の促進が必要です。

### (3) 収集運搬体制

外部委託を含めた収集運搬体制の効率化や、収集エリアの再編などを検討していく必要があります。

### (4) ごみ処理の広域化

「鳥取県西部広域行政管理組合 一般廃棄物処理施設整備基本構想」においては、ごみ処理の広域化を図るため、2032(令和14)年度を目標に、新たな処理施設の稼働を目指しています。今後、可能な限り、分別の統一など、広域化に向けた課題への対応を検討していく必要があります。

## 第 2 節 ごみ処理の目標

### 2-1 基本方針

ごみ処理の目標達成のための基本方針は以下のとおりとし、この基本方針を柱として各種施策を実施していきます。

#### (1) 4R(発生回避、抑制、再利用、再資源化)+Renewable(再生資源への代替等)

#### (2) プラスチックごみの抑制

Refuse(ごみ発生の回避)、Reduce(ごみの抑制)、Reuse(再利用の推進)、Recycle(再資源化の推進)の「4R」に加えて、Renewable(再生資源への代替等)を推進し、ごみの発生抑制、資源の循環利用に取り組んでいきます。特に、プラスチックごみの削減に取り組んでいきます。

《SDGsのゴール》



#### (3) 食品ロスの削減

食品ロスとは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことで、日本では、生産、製造、販売、消費等の各段階において、日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。食品の生産から消費等に至る各段階で、各主体との連携を図り、食品ロスの削減を推進します。

《SDGsのゴール》



#### (4) 啓発・情報提供の充実

ごみの排出抑制、資源化を推進するためには、行政が率先して取り組むだけでなく、市民、事業者の協力が不可欠であるため、啓発・情報提供を充実していきます。

《SDGsのゴール》



#### (5) ごみの適正処理

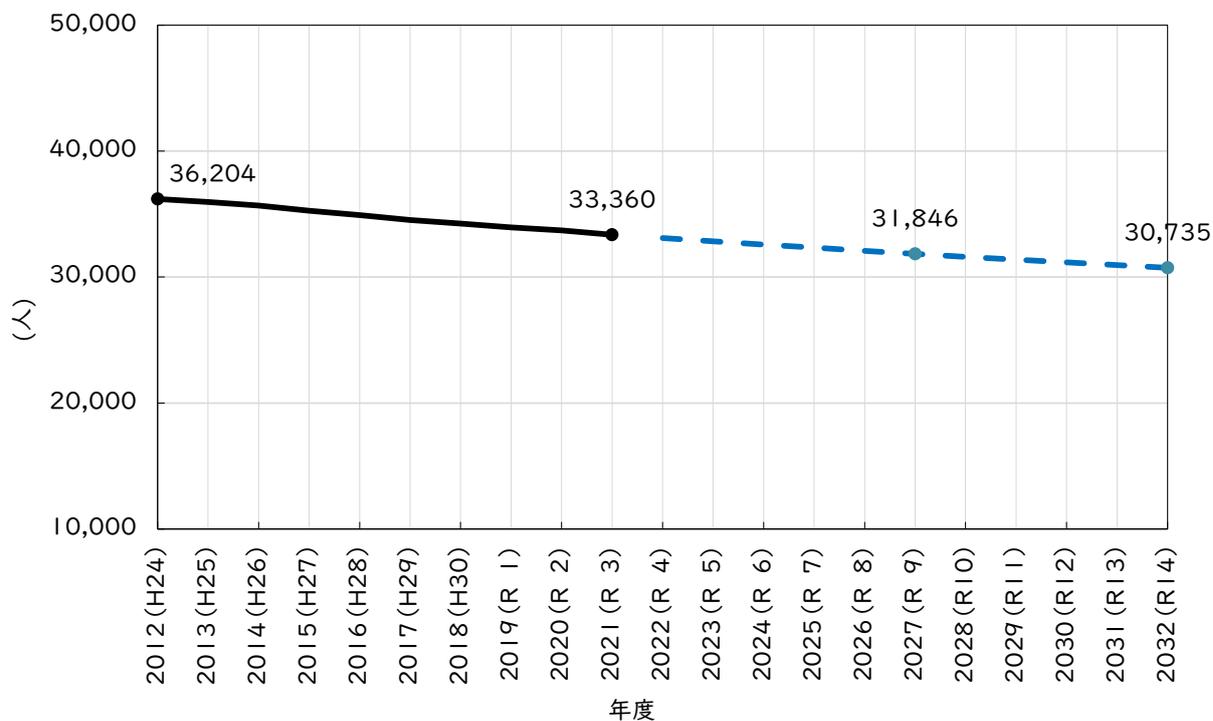
ごみ処理による環境負荷をできるだけ低減し、また、災害廃棄物、不法投棄、海岸漂着物についても処理体制の構築を図るなど、適正なごみ処理を推進します。

《SDGsのゴール》



## 2-2 人口の将来予測

本市における人口は、1985(昭和60)年をピークに減少傾向にあり、2021(令和3)年度において33,360人です。2022(令和4)年度以降の将来人口は以下に示す通り、減少していくことが予測されます。



※実線は住民基本台帳各年10月1日の値。

点線は境港市人口ビジョン(R2.2)を踏まえた将来予測の値。

図3-15 行政区域内の将来人口予測

### 2-3 ごみ排出量の将来予測

近年のごみ排出状況の傾向を前提に、今後も同様の傾向が続くものとしてごみの将来見込みを行った場合（以下「単純推計」という。）、人口の減少に伴って年間排出量は減少し、ごみ総排出量の排出原単位（1人1日当たり排出量）も減少していくものと予測されます。

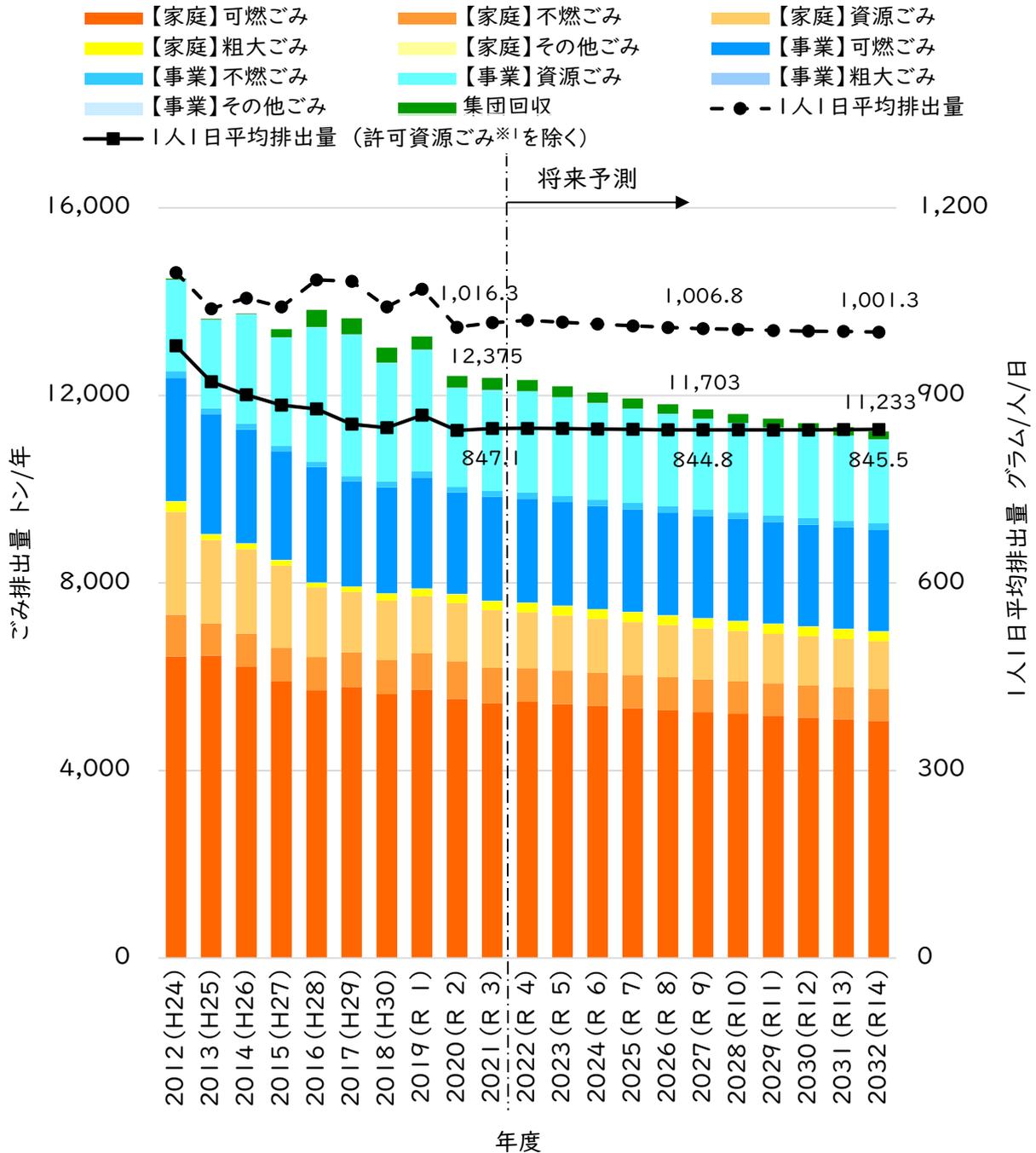


図3-16 ごみ排出量の将来予測

※1 許可資源ごみは、行政が処理に関与せずに排出業者が直接資源化しているごみ。

## 2-4 目標値の設定方針

今回の計画改定においては、2021(令和3)年度を基準とし、2027(令和9)年度を目標年度として、新たな目標値を設定します。

### (1) 目標値の設定対象

「ごみ排出削減」と「分別徹底」の2つの視点から目標値を設定します。ごみ組成調査結果などを踏まえ、ごみの排出削減を設定するごみの種類は「家庭系収集可燃ごみ」、「事業系許可搬入可燃ごみ」とします。分別徹底を設定するごみの種類は「家庭系収集可燃ごみ」、「家庭系収集不燃ごみ」とします。

表3-3 ごみ排出量実績と目標値の設定対象

			排出量実績 2021 (R3)			行政区域内人口 33,360 人	
			年間量 (トン/年)	原単位			
				(トン/日)	(グラム/人・日)		
家庭系 ごみ	収集	可燃ごみ	5,288	14.49	434.3	●削減/分別徹底 対象	
		不燃ごみ	596	1.63	48.9	●分別徹底 対象	
		資源ごみ	843	2.31	69.2		
		粗大ごみ	12	0.03	1.0		
		その他ごみ	12	0.03	1.0		
		収集ごみ計	6,751	18.49	554.4		
	直接 搬入	可燃ごみ	143	0.39	11.7		
		不燃ごみ	165	0.45	13.6		
		資源ごみ	384	1.05	31.5		
		粗大ごみ	182	0.50	14.9		
		その他ごみ	1	0.00	0.1		
		直搬ごみ計	875	2.39	71.9		
	家庭系ごみ合計			7,626	20.88	626.3	
	事業系 ごみ	許可 業者	可燃ごみ	1,988	5.45	163.3	●削減 対象
不燃ごみ			113	0.31	9.3		
資源ごみ			2,060	5.64	169.2		
粗大ごみ			23	0.06	1.9		
その他ごみ			1	0.00	0.1		
許可ごみ計			4,185	11.46	343.8		
直接 搬入		可燃ごみ	226	0.62	18.6		
		不燃ごみ	6	0.02	0.5		
		資源ごみ	79	0.22	6.5		
		粗大ごみ	0	0.00	0.0		
		その他ごみ	0	0.00	0.0		
		直搬ごみ計	311	0.86	25.6		
事業系ごみ合計			4,496	12.32	369.4		
排出 量		可燃ごみ	7,645	20.95	627.9		
	不燃ごみ	880	2.41	72.3			
	資源ごみ	3,366	9.22	276.4			
	粗大ごみ	217	0.59	17.8			
	その他ごみ	14	0.03	1.1			
	排出量計	12,122	33.20	995.5			
	集団回収量	253	0.69	20.8			
	ごみ総排出量	12,375	33.89	1,016.3			
	排出量(許可資源ごみ量除く)			10,315	28.25	847.1	
家庭系収集ごみ排出量(資源ごみ量除く)			5,908	16.18	485.2		
事業系ごみ排出量(資源ごみ量除く)			2,357	6.46	-		

注) 端数処理による若干の誤差を含みます。

## (2) ごみ排出削減目標

### 削減対象

本市管内で排出されるごみのうち、大部分を占める可燃ごみ（家庭系ごみ及び事業系ごみ）を対象とします。特に、家庭系ごみにおいてはごみ組成調査結果で確認された収集可燃ごみに含まれている手つかず食品や調理くず・食べ残しを対象とします。

### 目標量

家庭系ごみについては、鳥取県西部広域行政管理組合の目標値（2032（令和14）年度）を勘案し、2027（令和9）年度の削減目標量を設定します。

2027（令和9）年度の目標量は、手つかず食品4.0%のうち4.9%、調理くず・食べ残し35.2%のうち4.9%を削減することで、家庭系の収集可燃ごみを現状よりも1.9%削減することを目指します。

また、事業系ごみについても、家庭系ごみと同等程度の目標量を設定するものとして、現状よりも4.6%削減することを目指します。

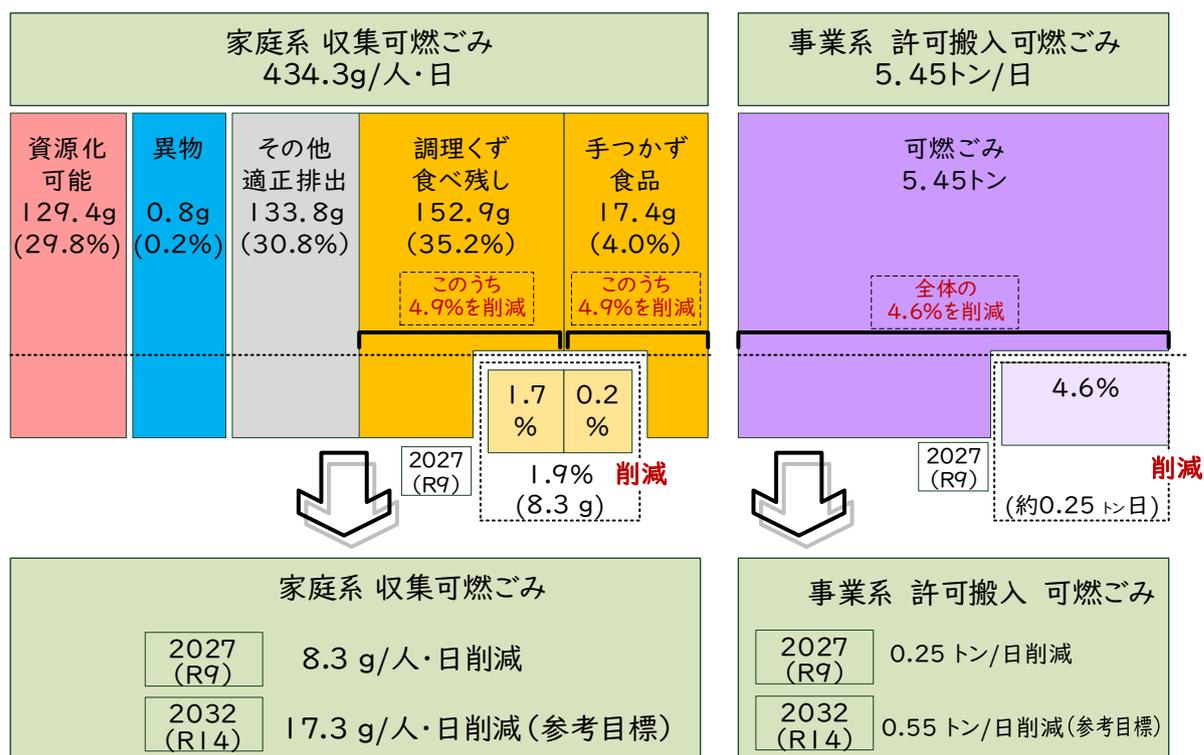


図3-17 排出削減目標量の設定

### (3) 分別徹底目標

#### 分別対象

家庭から排出される可燃ごみ、不燃ごみの中には、適正に排出されているもの以外に様々なものが含まれており、その中には資源ごみとして排出できるものも一定量含まれています。これらの資源ごみに排出できる品目全てを対象として、分別の徹底を推進します。

#### 目標量

ごみ組成調査結果によると、家庭系の収集可燃ごみには資源ごみに排出できるものが約30%含まれています。家庭系の収集不燃ごみには資源ごみに排出できるものが約15%含まれています。

これらのうち、家庭系の収集可燃ごみは、16.1%を資源ごみへ分別排出することを目指します。家庭系の収集不燃ごみは、14.9%を資源ごみへ分別排出することを目指します。分別徹底による目標量は次のとおりとします。

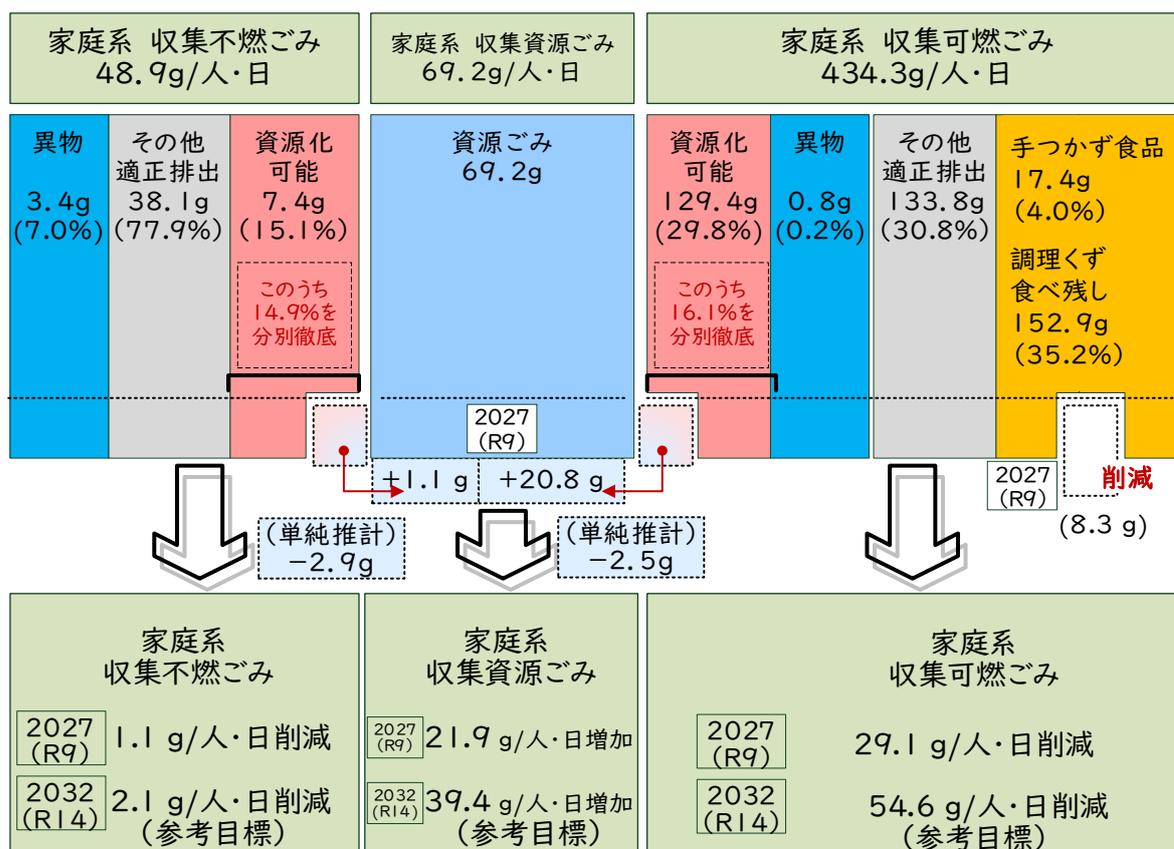


図3-18 分別徹底目標量の設定

#### (4) ごみ排出原単位の将来見込み

##### ①家庭系ごみ

2027(R9)年度における目標達成後の家庭系ごみ排出原単位の将来見込みは表3-4に示すとおりです。

1人1日当たりの家庭系収集可燃ごみ排出量は、「設定値(434.3グラム)-ごみ排出削減量(8.3グラム)-分別徹底量(20.8グラム)」より算出し、405.2グラムとなることを見込みます。1人1日当たりの家庭系収集不燃ごみ排出量は、「設定値(48.9グラム)-単純推計削減見込み量(2.9グラム)-分別徹底量(1.1グラム)」より算出し、44.9グラムとなることを見込みます。設定値は、いずれも2021(R3)年度実績値としています。

また、1人1日当たりの家庭系収集資源ごみ排出量は、「単純推計値(66.7グラム)+分別徹底量(21.9グラム)」より算出し、88.6グラムとなることを見込みます。

上記以外の1人1日当たりのごみ排出量は、単純推計値とし、これらを合計した値は、611.4グラムを見込みます。

表3-4 ごみ排出原単位の将来見込み(家庭系ごみ)

		ごみ排出原単位の将来見込み 2027(R9)	
		目標達成後 (グラム/人・日)	備考
家庭系 ごみ	収集	可燃ごみ (グラム/人・日)	405.2 設定値(434.3グラム)-8.3グラム-20.8グラム
		不燃ごみ (グラム/人・日)	44.9 設定値(48.9グラム)-2.9グラム-1.1グラム
		資源ごみ (グラム/人・日)	88.6 単純推計値(66.7グラム)+21.9グラム
		粗大ごみ (グラム/人・日)	1.2 単純推計値
		その他ごみ (グラム/人・日)	0.9 単純推計値
		収集ごみ計 (グラム/人・日)	540.8
	直接搬入	可燃ごみ (グラム/人・日)	12.7 単純推計値
		不燃ごみ (グラム/人・日)	14.1 単純推計値
		資源ごみ (グラム/人・日)	27.2 単純推計値
		粗大ごみ (グラム/人・日)	16.5 単純推計値
		その他ごみ (グラム/人・日)	0.1 単純推計値
		直搬ごみ計 (グラム/人・日)	70.6
	家庭系ごみ合計 (グラム/人・日)		611.4

##### ②事業系ごみ

2027(R9)年度における目標達成後の事業系ごみ排出原単位の将来見込みは表3-5に示すとおりです。

1日当たりの事業系許可搬入可燃ごみ排出量は、「設定値(5.45トン)-ごみ排出削減量(0.25トン)」より算出し、5.2トンとなることを見込みます。設定値は、2021(R3)年度実績値としています。

上記以外の1日当たりのごみ排出量は、単純推計値とし、これらを合計した値は11.25トンを見込みます。

表3-5 ごみ排出原単位の将来見込み(事業系ごみ)

		ごみ排出原単位の将来見込み 2027 (R9)		
		目標達成後	備考	
		(トン/日)		
事業系ごみ	許可業者	可燃ごみ (トン/日)	5.20	設定値(5.45トン)-0.25トン
		不燃ごみ (トン/日)	0.34	単純推計値
		資源ごみ (トン/日)	5.16	単純推計値
		粗大ごみ (トン/日)	0.01	単純推計値
		その他ゴミ (トン/日)	0.003	単純推計値
		許可ごみ計 (トン/日)	10.71	
	直接搬入	可燃ごみ (トン/日)	0.37	単純推計値
		不燃ごみ (トン/日)	0.03	単純推計値
		資源ごみ (トン/日)	0.14	単純推計値
		粗大ごみ (トン/日)	0.00	単純推計値
		その他ゴミ (トン/日)	0.00	単純推計値
		直搬ごみ計 (トン/日)	0.54	
	事業系ごみ合計 (トン/日)		11.25	

③目標値

目標値として設定するごみ排出原単位の将来見込みは表3-6に示すとおりです。

2027 (R9) 年度において、1人1日当たりのごみ排出量(許可資源ごみ量除く)は、820.0グラム、家庭系収集ごみ排出量(資源ごみ量除く)は452.3グラム、事業系ごみ排出量(資源ごみ量除く)は5.95トンとなることを見込みます。

表3-6 ごみ排出原単位の将来見込み(目標値)

		目標達成後の排出量見込み 2027 (R9)			ごみ排出原単位の将来見込み 2027 (R9)		
		年間量 (トン/年)	原単位		ごみ排出量 (許可資源ごみ量除く) (グラム/人・日)	家庭系収集ごみ排出量 (資源ごみ量除く) (グラム/人・日)	事業系ごみ排出量 (資源ごみ量除く) (トン/日)
			(トン/日)	(グラム/人・日)			
家庭系ごみ	収集	可燃ごみ	4,709	12.90	405.2	405.2	-
		不燃ごみ	522	1.43	44.9	44.9	-
		資源ごみ	1,029	2.82	88.6	-	-
		粗大ごみ	15	0.04	1.2	1.2	-
		その他ごみ	11	0.03	0.9	0.9	-
		収集ごみ計	6,286	17.22	540.8	540.8	452.3
	直接搬入	可燃ごみ	146	0.40	12.7	12.7	-
		不燃ごみ	164	0.45	14.1	14.1	-
		資源ごみ	318	0.87	27.2	27.2	-
		粗大ごみ	193	0.53	16.5	16.5	-
		その他ごみ	0	0.00	0.1	0.1	-
		直搬ごみ計	821	2.25	70.6	70.6	-
	家庭系ごみ合計		7,107	19.47	611.4	611.4	-
	事業系ごみ	許可業者	可燃ごみ	1,898	5.20	163.3	-
不燃ごみ			124	0.34	10.7	-	0.34
資源ごみ			1,883	5.16	162.0	-	-
粗大ごみ			4	0.01	0.3	-	0.01
その他ゴミ			1	0.00	0.1	-	0.00
許可ごみ計			3,910	10.71	336.4	174.4	5.55
直接搬入		可燃ごみ	135	0.37	11.6	11.6	0.37
		不燃ごみ	11	0.03	0.9	0.9	0.03
		資源ごみ	51	0.14	4.4	4.4	-
		粗大ごみ	0	0.00	0.0	0.0	0.00
		その他ゴミ	0	0.00	0.0	0.0	0.00
		直搬ごみ計	197	0.54	16.9	16.9	0.40
事業系ごみ合計		4,107	11.25	353.3	191.3	5.95	
排出量計		11,214	30.72	964.7	802.7	5.95	
集団回収量		201	0.55	17.2	17.2	-	
ごみ総排出量		11,415	31.27	982.0	820.0	-	

## 2-5 目標値

### (1) ごみ排出量

ごみ排出量に係る目標は、鳥取県西部広域行政管理組合が示す目標を参考に、以下のとおり設定します。

「鳥取県西部広域行政管理組合 一般廃棄物処理施設整備基本構想」では、許可資源ごみ（行政が処理に関与せずに出業者が直接資源化しているごみ）を総排出量から除いた量を目標値として設定していることから、本計画の目標においても許可資源ごみ量を除くものとします。

<目標>

- ◆1人1日当たりのごみ排出量（許可資源ごみ量除く）
  - 基準年度 〈2021(令和3)年度〉 847.1グラム/人・日
  - 計画目標年度〈2027(令和9)年度〉 820.0グラム/人・日
  - 施設供用年度〈2032(令和14)年度〉 801.6グラム/人・日（参考目標）

(参考)

- ◆施設供用年度におけるごみ排出量（許可資源ごみ量除く）
  - 鳥取県西部広域行政管理組合の目標値 825.9グラム/人・日

※施設供用年度とは、広域化による新たな処理施設の稼働目標年度

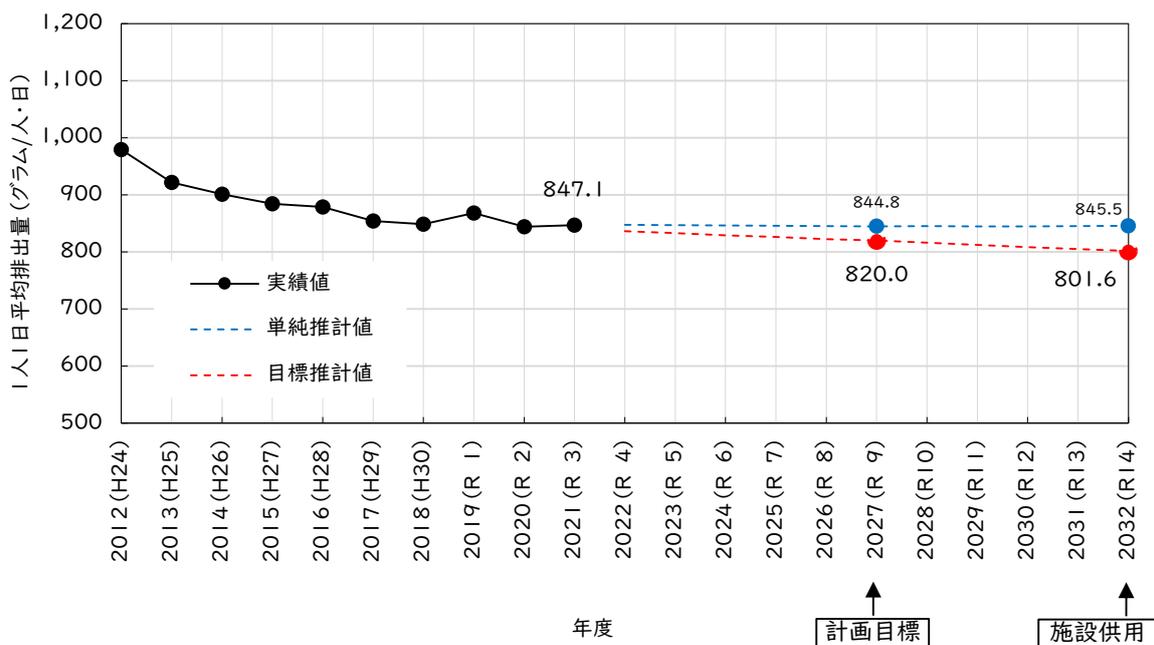


図3-19 ごみ排出量（許可資源ごみ量除く）の将来見込み

## (2) 家庭系収集ごみ排出量

家庭系収集ごみ排出量に係る目標は、日常的に排出される収集ごみのみを指標として、鳥取県西部広域行政管理組合が示す目標を参考に、以下のとおり設定します。

<目標>

- ◆家庭系収集ごみ1人1日当たりの排出量(資源ごみ量除く)
  - 基準年度 <2021(令和3)年度> 485.2グラム/人・日
  - 計画目標年度<2027(令和9)年度> 452.3グラム/人・日
  - 施設供用年度<2032(令和14)年度> 426.0グラム/人・日(参考目標)

(参考)

- ◆施設供用年度における家庭系収集ごみ排出量(資源ごみ量除く)
  - 鳥取県西部広域行政管理組合の目標値 440.1グラム/人・日

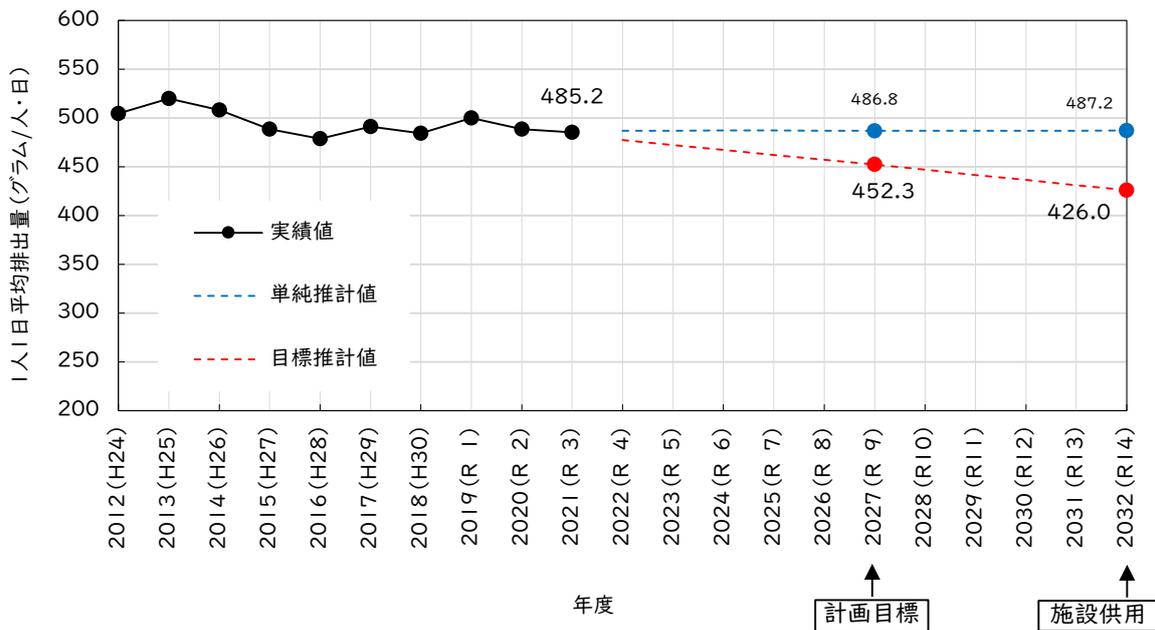


図3-20 家庭系収集ごみ排出量(資源ごみ量除く)の将来見込み

### (3) 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量に係る目標は、1日当りのごみ量を鳥取県西部広域行政管理組合が示す目標を参考に、以下のとおり設定します。

<目標>

- ◆事業系ごみ排出量(資源ごみ量除く)
  - 基準年度 <2021(令和3)年度> 6.46トン/日
  - 計画目標年度<2027(令和9)年度> 5.95トン/日
  - 施設供用年度<2032(令和14)年度> 5.62トン/日(参考目標)

(参考)

- ◆施設供用年度における事業系ごみ排出量(資源ごみ量除く)
  - 鳥取県西部広域行政管理組合の目標値 59.8トン/日(本市分5.65トン/日)

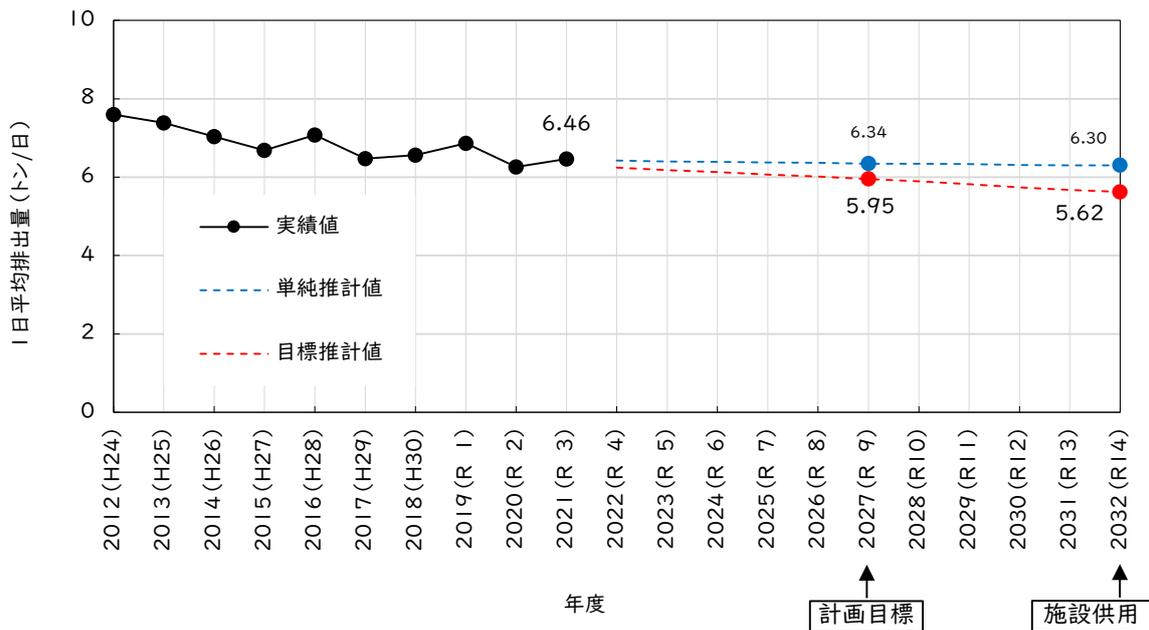


図3-21 事業系ごみ排出量(資源ごみ量除く)の将来見込み

#### (4) リサイクル率

第2節2-4(3) 分別徹底による資源ごみ排出量の増加により、リサイクル率の目標を以下のとおり設定します。

<b>&lt;目標&gt;</b>		
◆本市におけるリサイクル率		
基準年度	〈2021(令和3)年度〉	35.7%
計画目標年度	〈2027(令和9)年度〉	37.2%
施設供用年度	〈2032(令和14)年度〉	38.4%(参考目標)
<b>(参考)</b>		
◆施設供用年度におけるリサイクル率		
	鳥取県西部広域行政管理組合の目標値	37.7%

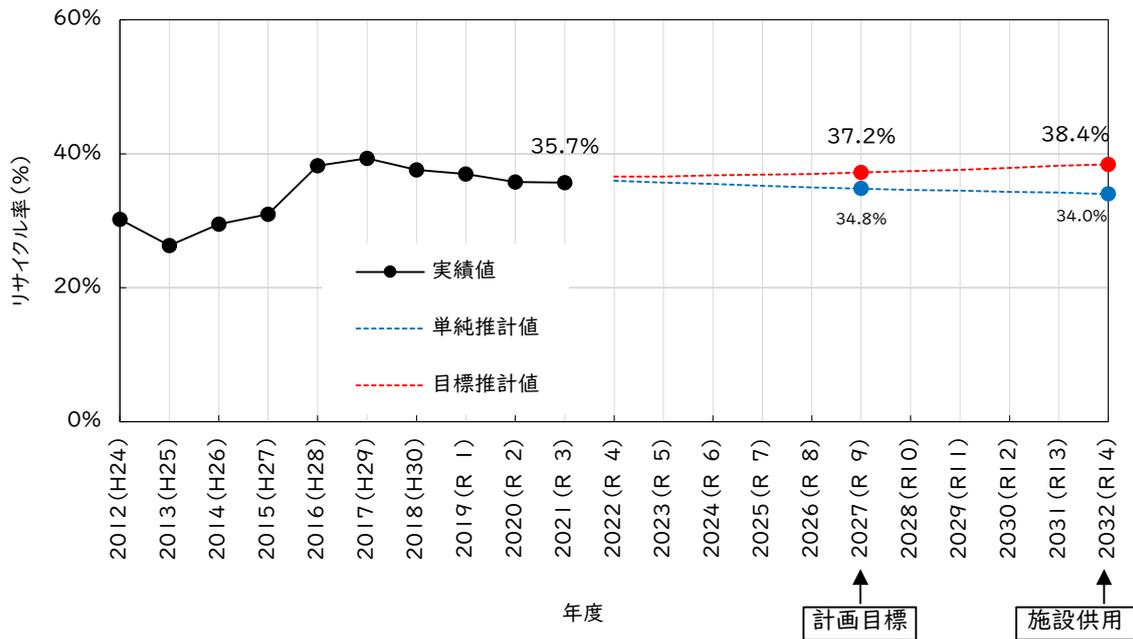


図3-22 リサイクル率の将来見込み

(5) 目標値のまとめ及び目標達成に向けた重点的な取り組み

本計画の目標値は、表3-7に示す通りです。

表3-7 目標値のまとめ

	基準年度 2021(令和 3)	計画目標年度 2027(令和 9)	施設供用年度 2032(令和14) 【参考目標】
1人1日当たりのごみ排出量 (許可資源ごみ量除く) (グラム/人・日)	847.1	820.0	801.6
家庭系収集ごみ 1人1日当たりの排出量 (資源ごみ量除く) (グラム/人・日)	485.2	452.3	426.0
事業系ごみ排出量 (資源ごみ量除く) (トン/日)	6.46	5.95	5.62
リサイクル率 (%)	35.7	37.2	38.4



目標達成に向けた重点的な取り組み

排出削減	生ごみ(手つかず食品、調理くず・食べ残し)の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 食品ロスの削減</li> <li>● 生ごみの水切り推進</li> <li>● 生ごみ分別収集グループによる堆肥化推進</li> <li>● 減量化の啓発</li> <li>● コンポストの普及・促進</li> </ul>
	事業系ごみの削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 減量化の啓発</li> <li>● 多量な一般廃棄物排出事業者への指導</li> <li>● ごみの組成調査実施</li> </ul>
資源化	分別徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 分別徹底の啓発</li> <li>● 使用済み紙おむつの資源化促進</li> <li>● 廃品回収奨励制度の推進</li> </ul>

### 第3節 ごみ処理主体

ごみ処理の主体を排出から処理・処分に至る工程ごとに、さらにごみ種類ごとに明確化しました。表3-8に本市のごみ処理段階ごとの責任者（処理主体）を示します。

#### 【排出段階】

資源化・減量については、排出者である市民や事業者が行うことが必要ですが、適正処理の観点からも排出抑制を推進する必要があるため、排出者への支援等については本市が行うものとします。

#### 【収集・運搬】

排出から収集までは、市民との接点でもあることから、基本的には現状どおり本市が主体となっていくものとします。ただし、事業者が排出したごみ及び引っ越しなどで一度に大量に発生したごみ（1回の収集日当たり30kg以上）は自らの責任で運搬（搬入）を行うものとします。

#### 【処理・処分】

基本的にごみの中間処理は本市が行うものとします。また、中間処理後の残渣の処理及び最終処分については、鳥取県西部広域行政管理組合によるものとします。

なお、2016（平成28）年度から本市の可燃ごみは米子市に処理委託しており、長期的にはごみ処理の広域化を図ることから適宜見直すこととします。さらに、ごみとして処分することしかできなかったものが、リサイクル技術等の進化により資源化や代替エネルギー等として使用可能となる場合も、処理方法等について適宜見直すこととします。また、適正処理困難物や特別管理一般廃棄物並びに家電リサイクル法、PCリサイクル法該当製品については、製造責任者または排出者の責任において処理・処分を行うこととします。

表3-8 ごみ処理段階ごとの責任者（処理主体）

排出者	ごみの種類	排出抑制	収集・運搬	中間処理	残渣処理及び最終処分・資源化
市民	可燃ごみ	市民	本市（一回の収集日当たり30kg未満の場合）	米子市※1	鳥取県西部広域行政管理組合 または 民間業者
	不燃ごみ			本市	
	軟質プラスチック				
	資源ごみ				
	粗大ごみ			米子市※1	
有害ごみ					
事業者	可燃ごみ	事業者		米子市※1	
	資源ごみ （古紙類、ビン缶類）			本市	

※1：市民及び市内事業者の米子市への直接搬入は不可。

上表記載の事業系ごみ以外は産業廃棄物の扱いになるため、事業者自らの責任で処理が必要。

## 第4節 施策の体系

数値目標を達成するため、優先的に取り組むべきはごみの発生・排出抑制です。4R（発生回避、抑制、再利用、再資源化）に加え、Renewable（再生資源への代替等）による資源循環の推進は、循環型社会の構築には欠かせないもので、プラスチックごみの抑制は、特に重要です。

日本では、生産、製造、販売、消費等の各段階において、大量の食品ロスが発生しているため、市民、事業者、行政が連携を図りながら、食品ロスを削減していくことが重要です。

これらを解決するためには、行政が率先して取り組むだけでなく、市民、事業者の協力が不可欠です。啓発・情報提供を充実していくことで、ごみの排出抑制、資源化を推進していきます。

また、ごみ処理による環境負荷をできるだけ低減し、災害廃棄物、不法投棄、海岸漂着物についても処理体制の構築を図るなど、適正なごみ処理を推進していきます。

### < 施策の体系 >

基本方針	施策
○ 4R(発生回避、抑制、再利用、再資源化) +Renewable(再生資源への代替等) ○ プラスチックごみの抑制	(1)ごみ発生の回避(Refuse:リフューズ)
	(2)ごみの抑制(Reduce:リデュース)
	(3)再利用の推進(Reuse:リユース)
	(4)再資源化の推進(Recycle:リサイクル)
	(5)再生資源代替の推進(Renewable:リニューアブル)
○ 食品ロスの削減  (境港市食品ロス削減推進計画)	(1)食品ロス削減の啓発
	(2)学校等における食育の推進
	(3)災害備蓄食品の有効活用
○ 啓発・情報提供の充実	(1)情報発信と環境学習の推進
○ ごみの適正処理	(1)収集・運搬計画
	(2)中間処理計画
	(3)ごみの処理施設の整備に関する事項
	(4)その他ごみの処理に関し必要な事項

## 第5節 排出抑制計画

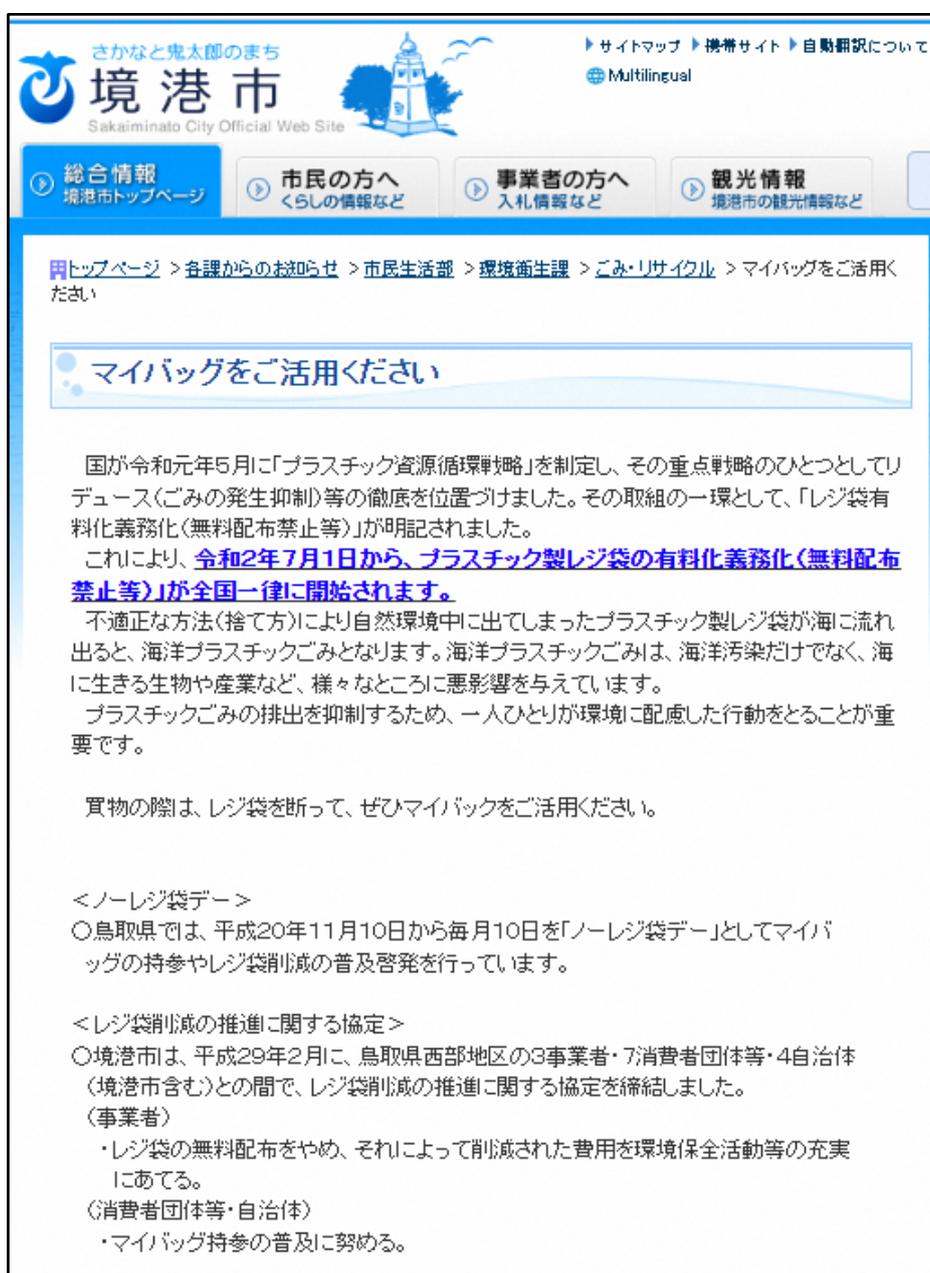
### 5-1 「4R+Renewable」、「プラスチックごみの抑制」に関する施策

#### (1) ごみ発生回避 (Refuse:リフューズ)

ごみになるものを持ち込まない、不必要なものは買わないなど、ごみを発生させない取り組みを推奨します。

市の広報やホームページなどを通じて、市民・事業者へ情報提供し、協力を呼びかけます。

#### 【本市ホームページでの啓発】



The screenshot shows the official website of Sakaiminato City. At the top, there is a navigation bar with links for 'Site Map', 'Mobile Site', and 'About Automatic Translation'. Below this is a main menu with categories like 'General Information', 'For Citizens', 'For Business', and 'Tourism Information'. The main content area features a breadcrumb trail: 'Home > News & Information > City Life & Environment > Environment & Sanitation > Waste Recycling & My Bag Usage'. The primary heading is 'Please use My Bag'. The text explains that the national government has set a strategy to reduce plastic waste, and as a result, the use of plastic bags will be charged from July 1, 2022. It encourages citizens to use reusable bags and provides information on 'No Plastic Bag Day' and local agreements to reduce plastic bag usage.

さかなと鬼太郎のまち  
境港市  
Sakaiminato City Official Web Site

▶ サイトマップ ▶ 携帯サイト ▶ 自動翻訳について  
Multilingual

① 総合情報  
境港市トップページ

② 市民の方へ  
くらしの情報など

③ 事業者の方へ  
入札情報など

④ 観光情報  
境港市の観光情報など

⑤ トップページ > 各課からのお知らせ > 市民生活部 > 環境衛生課 > [ごみ・リサイクル](#) > マイバッグをご活用ください

### マイバッグをご活用ください

国が令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」を制定し、その重点戦略のひとつとしてリデュース(ごみの発生抑制)等の徹底を位置づけました。その取組の一環として、「レジ袋有料化義務化(無料配布禁止等)」が明記されました。

これにより、**令和2年7月1日から、プラスチック製レジ袋の有料化義務化(無料配布禁止等)が全国一律に開始されます。**

不適正な方法(捨て方)により自然環境中に出てしまったプラスチック製レジ袋が海に流れ出ると、海洋プラスチックごみとなります。海洋プラスチックごみは、海洋汚染だけでなく、海に生きる生物や産業など、様々なところに悪影響を与えています。

プラスチックごみの排出を抑制するため、一人ひとりが環境に配慮した行動をとることが重要です。

買物の際は、レジ袋を断って、ぜひマイバッグをご活用ください。

<ノーレジ袋デー>  
○鳥取県では、平成20年11月10日から毎月10日を「ノーレジ袋デー」としてマイバッグの持参やレジ袋削減の普及啓発を行っています。

<レジ袋削減の推進に関する協定>  
○境港市は、平成29年2月に、鳥取県西部地区の3事業者・7消費者団体等・4自治体(境港市含む)との間で、レジ袋削減の推進に関する協定を締結しました。

(事業者)  
・レジ袋の無料配布をやめ、それによって削減された費用を環境保全活動等の充実にあてる。

(消費者団体等・自治体)  
・マイバッグ持参の普及に努める。

## (2) ごみの抑制 (Reduce:リデュース)

ごみを減らす、ものを大事に使う、できるだけごみを出さない生活をするなど、ごみを減らす取り組みを推奨します。

市民・事業者へ協力を呼びかけるとともに、多量に一般廃棄物を排出している事業者に対しては、引き続き、減量化の指導を行っていきます。

### 【 多量の一般廃棄物排出事業者とは？ 】

- 「多量の事業系一般廃棄物」の基準 年間排出量 3,120 kg以上  
(可燃ごみの年間収集回数104回(52週×2回)×30kg=3,120kg)
- 境港市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第23条及び同条例施行規則7条の規定  
⇒1日又は1回の収集当たり30kg以上の事業系ごみは「多量」としている。

## (3) 再利用の推進 (Reuse:リユース)

繰り返して使用する、修理して使う、人に譲る、再利用できるものを使うなど、不用品を再利用する取り組みを推奨します。

フリーマーケットのイベントや、再利用に関する情報などについて、市民・事業者へ情報提供し、協力を呼びかけます。

#### (4) 再資源化の推進 (Recycle:リサイクル)

なるべく捨てない、リサイクルできるものは分別し再資源化する、リサイクル品を購入するなど、再資源化の取り組みを推奨します。

本市では、廃品回収奨励制度、生ごみ分別収集グループによる堆肥化、使用済み紙おむつの資源化など、再資源化を推進しています。引き続き、再資源化の事業を推進するとともに、コンポストの普及促進、分別徹底、再資源化の協力を呼びかけていきます。

##### 【 生ごみ分別収集グループによる堆肥化 】

引き続き、家庭や学校から排出される生ごみを収集し、堆肥化する取り組みを行います。生ごみの堆肥化に協力していただける家庭を随時、募集します。

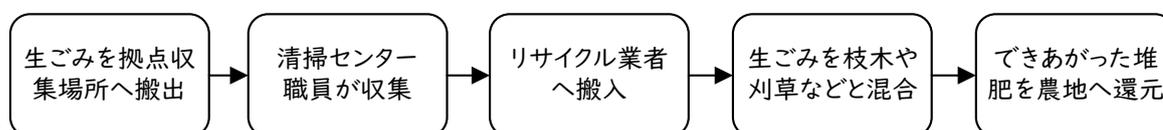


図3-23 生ごみが農地へ還元されるまでの流れ

##### 【 廃品回収奨励制度 回収実績の推移 】

引き続き、廃品回収を実施する団体等に奨励金を交付します。回収量の経年推移は表3-9(下表)のとおりです。

表3-9 廃品回収奨励制度 回収実績の推移

年度	団体数	実施回数	回収品			合計(kg)	売上額(円)	奨励金額(円)
			古紙(kg)	アルミ(kg)	その他(kg)			
2016(平成28)	34	305	354,627	11,411	3,919	369,957	1,767,244	1,946,000
2017(平成29)	35	388	329,804	11,497	2,330	343,631	2,412,520	1,814,500
2018(平成30)	38	456	310,042	11,812	2,750	324,604	1,507,364	1,716,800
2019(令和1)	38	456	262,583	13,054	1,950	277,587	1,393,761	1,493,300
2020(令和2)	36	411	233,479	13,097	1,540	248,116	423,761	1,350,800
2021(令和3)	35	399	239,610	12,563	990	253,163	5,870	1,372,100

### 【 使用済み紙おむつの資源化 】

引き続き、家庭から排出される使用済み紙おむつを戸別に収集し、資源化する取り組みを行います。

資源化の拡大に向け、使用済み紙おむつの分別に協力していただける家庭を随時、募集します。

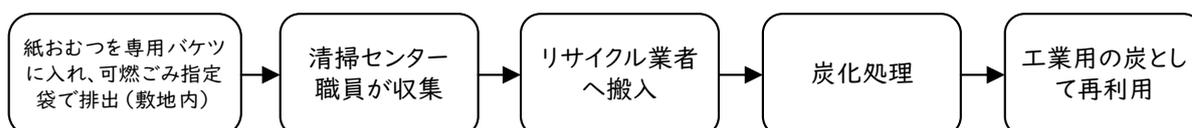


図3-24 使用済み紙おむつが工業用炭として再利用されるまでの流れ

### 【 コンポストの普及・促進 】

コンポストの普及・促進を図るため、補助制度の創設や講習会の開催などを検討します。

## (5) 再生資源代替の推進 (Renewable: リニューアブル)

再生資源循環を促進するため、再生資源代替製品を利用するなどの取り組みを推奨します。

市民・事業者へ協力を呼びかけるとともに、本市で製品やサービスを購入する際は、グリーン購入を推進します。

### 【 グリーン購入とは? 】

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境や社会への影響を考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること。

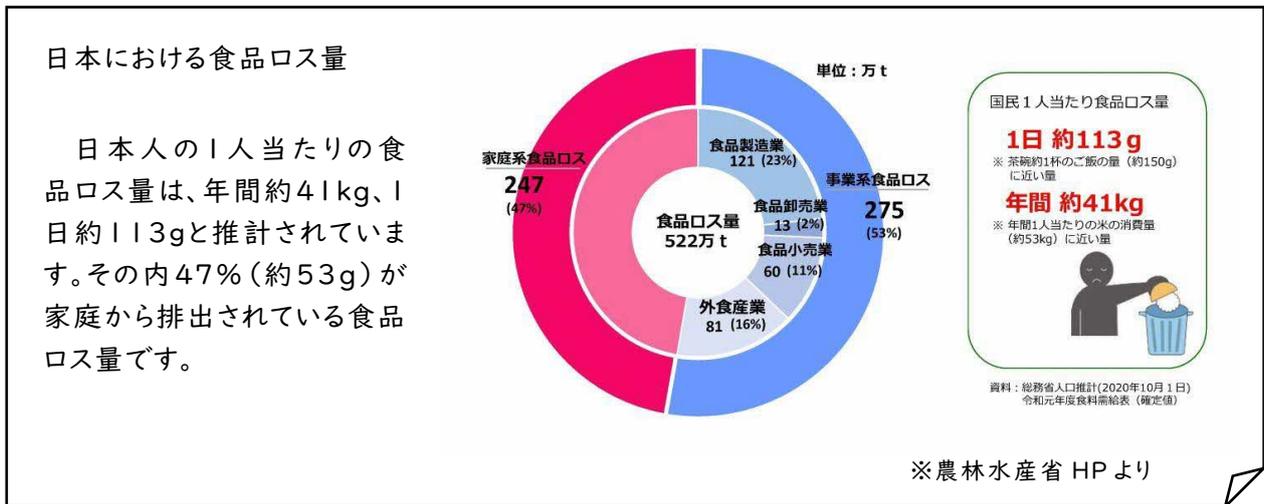
- ・ 「エコマーク」、「グリーンマーク」、「国際エネルギースターロゴ」等、第三者機関が認定する環境物品を選択する。
- ・ 再生材料(再生プラスチック、間伐材 等)を多く使用している物品を選択する。
- ・ OA 機器及び家電製品等については、より消費エネルギーの小さい物品を選択する。

## 5-2 「食品ロスの削減」に関する施策（境港市食品ロス削減推進計画）

食品ロス削減推進計画は、食品ロスの削減の推進に関する法律に基づいたものです。

家庭系収集可燃ごみの組成調査結果（2022（令和4）年9月23日）では、生ごみ（手付かず食品、調理くず、食べ残し）が全体の約40%を占めており、その内の10%を削減する計画です。

今後ごみ組成の実態把握に努め、必要に応じて削減方針を見直していく必要があります。



### (1) 食品ロス削減の啓発

「食品ロス」とは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことで、日本では、生産、製造、販売、消費等の各段階において、日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。食材の使い切りや、食べ残し防止など、市の広報やホームページなどを通じて、食品ロスを少なくする生活スタイルへ変えていくような啓発に努めます。

### ◆ 何が問題？生ごみと食品ロス

#### 食料問題

日本の食料自給率は約37%<sup>※1</sup>で多くの食料を海外から輸入しています。それに関わらず、日本では年間約522万トン<sup>※2</sup>の食品ロスが発生しています。その約50%が家庭系のものであります。

国際連合世界食糧計画（WFP）による食料支援量約420万トンの1.2倍が捨てられています。また、食料輸入には多くの資源が使われており、輸入食品を捨てるとこれらの資源も無駄になります。

**食べ物は食べるためにあります。捨てるために輸入・作っているわけではありません！**

#### 環境負荷

生ごみは家庭系燃やすごみの4～5割を占めています。生ごみは水分が多く、生ごみの量が多いとごみ処理施設で焼却する際に余計な燃料を必要とし、地球温暖化の原因である二酸化炭素を無駄に排出してしまいます。ごみが多いとその分だけ処理経費もかかります。

**生ごみや食品ロスを減らすことは、環境負荷や処理経費の低減につながります！**

※1：令和3年度（概算）供給熱量ベースの総合食料自給率（資料：農林水産省「令和3年度食料需給表」）

※2：令和2年度農林水産省推計データ（資料：農林水産省ホームページ）

## 『生ごみ3キリ運動』

### 食材を使いキリ



- ✓ 買物前に冷蔵庫をチェック
- ✓ 残っている食材から使う
- ✓ 必要な分量だけ買う
- ✓ 皮を厚くおき過ぎない
- ✓ 捨てていた部分も調理に

### 料理を食ベキリ



- ✓ 食べきれぬ分だけ作る
- ✓ 残り物は上手に保存・アレンジして次の食事に
- ✓ 外食時はハーフサイズや小盛など食べきれぬ量を注文

### 生ごみの水キリ



- ✓ 捨てる前にギュッとひと絞り! (ひと絞りで10%程度の水切り)
- ✓ 軽くなってごみ出しも楽ちん
- ✓ 汚水が出ずごみ出し場も清潔

### ◆ 期限の違いを正しく知ろう!(消費期限と賞味期限)

#### 消費期限

##### 安全に食べられる期限

(お弁当、ケーキなど傷みやすい食品に表示)  
 期限を過ぎたら食べない方が良いでしょう。  
 期限が来る前に食べきりましょう!

#### 賞味期限

##### 品質が変わらずに美味しく食べられる期限

(スナック菓子など傷みにくい食品に表示)  
 期限を過ぎたらすぐに食べられなくなるわけではありません。色や匂い、味などをチェックして異常がなければ食べましょう!

### ◆ おいしい!とっとり30・10 食べきり運動

鳥取県では、外食、特に宴会での食べ残しの削減を図る「おいしい!とっとり30・10(さんまる・いちまる) 食べきり運動」を行っています。

- 食べきれぬ量を注文する。
- 開始後30分間は、できたての料理をおいしく食べる。
- お開き前の10分間は、自分の席に戻り、出された料理を残すことなく食べる。
- 食べきれないときは持ち帰ってよいかお店に確認する。



## (2) 学校等における食育の推進

本市では、学校給食を通じた食育の取り組みとして、農業公社と連携した「境港海藻米」の田植え体験や、保育園、幼稚園での「境港サーモン」を活用しての食育活動などを実施しています。引き続き、小学校・中学校・保育園等との連携により、食の循環や環境を意識した食育の推進に取り組めます。



## (3) 災害備蓄食品の有効活用

本市では、消費期限切れが見込まれる災害備蓄食品について、市内の保育園や福祉団体等へ提供しており、継続して有効活用を図っていきます。

### 【 災害備蓄食品の種類など 】

災害備蓄食品の種類	米、ライスクッキー、粉・液体ミルク、飲用水
入れ替え基準	消費期限3ヶ月程度を残して、順次計画的に入れ替え
活用方法	市内の保育園、小学校、福祉関係、防災関係、自治会や自主防災組織の訓練 等に提供

### 5-3 「啓発・情報提供の充実」に関する施策

#### (1) 情報発信と環境学習の推進

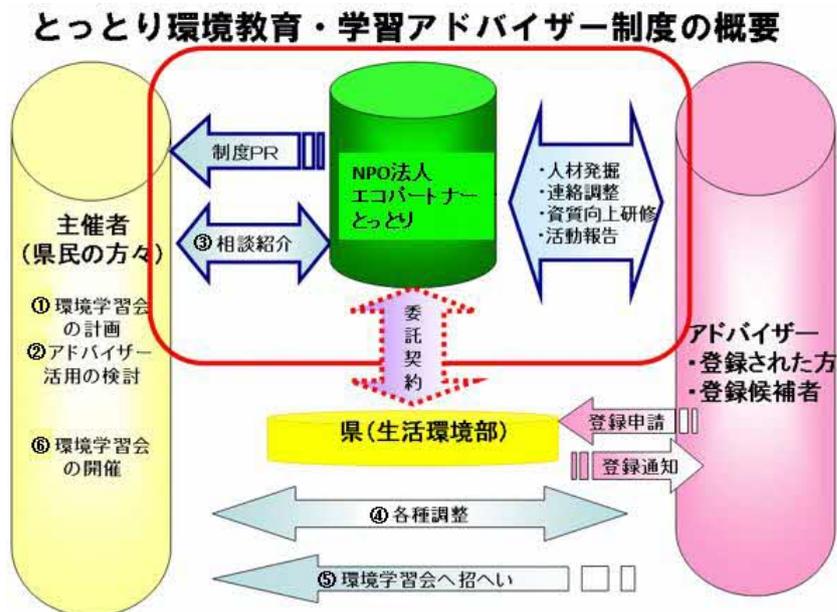
本市では、市報やホームページなどを通じて、ごみの排出削減、資源化に関する情報発信をしています。ごみの分別に関しては、ごみ収集カレンダーや、ごみ分別アプリを活用して、分別ルールの周知を図っています。

また、廃棄物減量等推進員への研修会や、自治会などへの出前講座を開催し、環境学習の機会を創出しています。

今後は、これまでの取り組みを継続するとともに、国や県などが実施する取り組みとの連携を図り、市民、事業者への意識醸成につなげていきます。

#### 【 とっとり環境教育・学習アドバイザー制度 】

鳥取県では、環境問題に関して知識や経験を有する者を登録し地域や学校等で実施される環境学習会等に紹介する「とっとり環境教育・学習アドバイザー」制度を設け、環境教育を推進、支援しています。



※鳥取県 HP より

## 第 6 節 適正処理計画

### 6-1 収集・運搬計画

#### (1) 収集運搬の方法

現在の収集運搬事務は、すべて本市の事務として行われているところです。収集は、排出先からのごみの受け渡しであり、市民との接点でもあることから行政サービスの維持のためにも、本市において収集体制を整備していくものとします。

表3-10 ごみ分別区分ごとの収集方式等(家庭系ごみ)

区分	収集方式	収集頻度	収集主体
①可燃ごみ	ステーション方式	週2回	直営、委託
②不燃ごみ	ステーション方式	月1回	委託
③軟質プラスチック類	ステーション方式	週1回	直営
④資源ごみ(古紙類)	ステーション方式	月1回	直営、委託
⑤資源ごみ(ビン缶類)	ステーション方式	月2回	委託
⑥資源ごみ(プラスチック類)	拠点回収	随時	委託
⑦粗大ごみ	戸別収集	週1回他	直営
⑧有害ごみ	ステーション方式	年4回	委託

#### (2) 収集運搬量

収集運搬量の見込みは図3-25 に示すとおりです。

目標を達成した場合、2027(令和9)年度における収集運搬量は年間6,286トン程度です。



図3-25 収集運搬量の見込み

### (3) 収集運搬に関する施策

#### ①ごみ処理のあり方の検証

本市は表3-11のとおりごみ処理の有料化を実施してきました。2032(令和14)年度に予定されているごみ処理の広域化に向け、分別方法や処理手数料などについて、他市町村との比較を行い、改めてあり方を検証します。

< 各主体の役割 >

市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国のプラスチック資源循環の動向等を踏まえた分別区分等について検討する。</li> <li>・処理手数料について、他市町村とのバランスを勘案し、見直しを含めた検証を行う。</li> </ul>
---	---

表3-11 有料化の導入経緯

時 期	有料化の内容	備 考
2003(平成15)年 10月	施設への直接搬入に対し850円/50kg	40kg以下及び資源ごみ類を除く
2004(平成16)年 10月	可燃ごみ収集袋等の有料化	表2-7(2-8ページ)備考欄のとおり
2012(平成24)年 10月	施設への直接搬入に対し170円/10kg	指定ごみ袋に入れて搬入された30kg未満の家庭系可燃ごみ並びに資源ごみ類を除く
2014(平成26)年 11月	軟質プラスチックの分別を開始 家庭用(50ℓ):20円/枚 家庭用(25ℓ):10円/枚	分別区分を資源ごみ(軟質プラスチック類)を加えた8種13分別に変更

## 6-2 中間処理計画

### (1) 中間処理の方法

本市から排出されるごみの中間処理の方法は表3-12(下表)のとおりです。

表3-12 ごみ分別区分ごとの処理方法

種 別	処理方法
①可燃ごみ	米子市クリーンセンターで焼却処理する。給食等分別生ごみの一部及び草木類は選別し、民間業者にて堆肥化する。分別収集された使用済み紙おむつ類は、民間業者にて炭化処理し、再資源化する。
②不燃ごみ	リサイクルセンターで破碎処理した後、可燃残渣は米子市クリーンセンターで焼却処理、不燃残渣は50%を民間業者にて焼却処分、残り50%を西部広域最終処分場にて最終(埋立)処分する。資源物は民間業者引き取り。
③軟質プラスチック類	民間業者の工場に直接搬入する。
④資源ごみ(古紙類)	定期収集及び許可業者収集は民間業者の工場に直接搬入する。
⑤資源ごみ(ビン缶類)	リサイクルセンターで選別し、資源物は民間業者引き取り。
⑥資源ごみ(プラスチック類)	定期収集は民間業者の工場に直接搬入する。許可業者及び一般の搬入は、清掃センター、及びリサイクルセンターで保管し、民間業者の工場に搬入する。不適物は米子市クリーンセンターで焼却する。
⑦粗大ごみ	リサイクルセンターで破碎処理した後、可燃残渣は米子市クリーンセンターで焼却処理、不燃残渣は50%を民間業者にて焼却処分、残り50%を西部広域最終処分場にて最終(埋立)処分する。資源物は業者引き取り。衣類、布団類は清掃センターで保管し、民間業者に処理委託する。
⑧有害ごみ	リサイクルセンターで保管し、処理は民間業者へ委託する。

### (2) 中間処理量

中間処理量の見込みは、図3-26 に示すとおりです。

目標を達成した場合、2027(令和9)年度における中間処理量は年間8,638トン程度です。

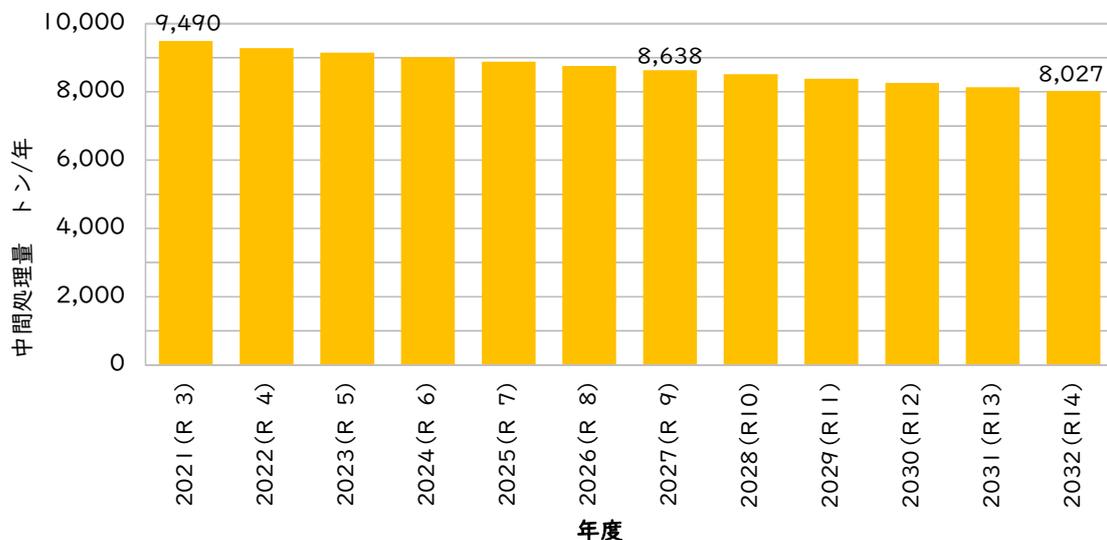


図3-26 中間処理量の見込み

### (3) 中間処理に関する施策

#### ①施設の負担軽減に向けた減量化、資源化の促進

ごみ処理施設を長期間安定稼働させるためには、施設の負担軽減が不可欠です。ごみ処理施設の負担が過大にならないよう、ごみの減量化及び資源回収拡大を推進します。

< 各主体の役割 >

市 民	・ごみの減量化に努める。分別を徹底し資源回収拡大に協力する。
事業者	・ごみの減量化に努める。分別を徹底し資源回収拡大に協力する。
市	・ごみの減量化、資源回収を推進する。

#### ②処理施設の適正管理

ごみの適正処理を行うためには、適切な維持管理のもと処理施設を安定稼働させることが不可欠です。処理施設管理者と連携し、施設トラブルを未然に防止するため、処理困難物の混入防止などに努め、現行処理施設の適正な維持管理を行います。

< 各主体の役割 >

市 民	・ごみに異物を混ぜないように分別を徹底する。
事業者	・ごみに異物を混ぜないように分別を徹底する。
市	・処理施設管理者と連携し、施設の適正管理を行う。 ・分別徹底の推進に努める。

#### ③広域化による新たなごみ処理施設への対応

現在、鳥取県西部圏内では、ごみ処理を管理者が異なる複数の施設で行っています。

2032(令和14)年度からは、「鳥取県西部広域行政管理組合 一般廃棄物処理施設整備基本構想(令和3年8月)」に基づき、圏域内でごみ処理施設を1つに集約化することを目指しています。

本市においても、広域化による新たな施設の整備に向けて、関係市町村間で調整・連携を図っていきます。

## 6-3 ごみの処理施設の整備に関する事項

### (1) 可燃ごみ処理施設

本市の可燃ごみ処理施設である清掃センターは1988(昭和63)年1月に供用開始し、2001(平成13)年、2002(平成14)年にはダイオキシン類対策工事と、延命化対策工事を実施し、その後も機器の整備を繰り返しながら可燃ごみ処理を実施してきました。

2016(平成28)年度からは、米子市に処理委託を実施することとなり、同時に境港市清掃センターは焼却施設としての役割を終えました。なお、境港市清掃センターは、2022(令和4)年度から2025(令和7)年度にかけて解体工事及びストックヤードの建設工事を実施し、今後は、ストックヤードとして利用することになっています。

### (2) 不燃ごみ及び粗大ごみ処理施設

本市の不燃系ごみ及び粗大ごみ処理施設であるリサイクルセンターは1995(平成7)年8月に供用開始し、機器の整備を繰り返しながら不燃ごみ及び粗大ごみの処理を実施してきました。

リサイクルセンターは、広域化が2032(令和14)年度に予定されていることから、2031(令和13)年度までの使用を予定しています。

### (3) 最終処分場

埋立処分は、鳥取県西部広域で1993(平成5)年9月から新処分場による処分が開始され、本市の焼却残渣及び不燃残渣は、この新処分場で処分されていました。

2004(平成16)年4月から焼却残渣及び不燃残渣の無公害化や最終処分場の延命化を目的とした鳥取県西部広域行政管理組合のエコスラグセンターが供用開始され、溶融化処理とスラグの資源化を実施していましたが、2016(平成28)年2月に稼働終了しました。2019(令和1)年4月より、リサイクルセンターから排出される不燃残渣の約50%について、新処分場の延命化や処理費用の面などで十分な効果が得られることが確認されたことから、民間事業者による外部処理を開始しています。

## 6-4 その他ごみの処理に関し必要な事項

### (1) 廃棄物減量等推進審議会及び廃棄物減量等推進員

#### ① 廃棄物減量等推進審議会

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第5条の7の規定に基づき 一般廃棄物の減量及び再利用の促進に関する事項、その他市長が必要と認める事項を審議するため境港市廃棄物減量等推進審議会を設置しています。審議会は、識見を有する者、関係行政機関、市の職員で構成され、任期は2年間としています。

- ・一般廃棄物処理基本計画の策定及び見直しに関する審議
- ・施策の取り組み状況などの点検
- ・ごみ処理料金や分別等の見直しに関する審議

#### ② 廃棄物減量等推進員

市長は、一般廃棄物の適正な処理及び減量化等に熱意と識見を有す各地域の市民から必要に応じて廃棄物減量等推進員を委嘱します。（55名以内で任期は2年間）推進員は一般廃棄物の適正な処理及び減量のために市の施策への協力その他の活動を行っています。協力活動は主として次に挙げる地域活動とします。

- ・地域住民に対する意識啓発
- ・地域住民に対するごみの分別排出の指導
- ・ごみ集積所の見まわり
- ・自治会との協力体制構築

### (2) 災害対策

地震や水害などの大規模災害発生時には、一時的に大量の災害廃棄物が発生することが想定されるため、次のような対応を進めていきます。

- ・災害廃棄物処理計画の策定
- ・災害発生時等に備えた、県、周辺自治体との連携体制の構築

### (3) 事業者の協力

事業系一般廃棄物の減量化のため、境港市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第15条の規定に基づき、事業者に対し事業系一般廃棄物の排出抑制の協力要請を行うこととします。

◎境港市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第15条

(廃棄物の排出抑制)

第15条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定すること等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の排出の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずること等により、その包装、容器等の再利用の促進に努めなければならない。

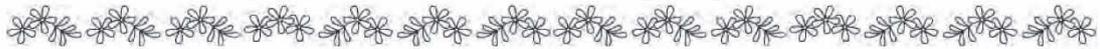
3 事業者は、住民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、住民がその包装、容器等を不用とし、返却をする場合には、その回収等に努めなければならない。

### (4) 海洋漂着物、不法投棄対策

ポイ捨てなどで回収されずに河川を通じて海に流れ込む「海洋プラスチックごみ」による環境汚染が世界的な問題となっています。本市では、海洋漂着物やごみの不法投棄について、次の対策を実施しています。

- ・清掃活動の実施、支援
- ・不法投棄場所の防犯カメラ等の設置
- ・不法投棄防止等の啓発

# さかなと鬼太郎のまち 環境への取り組み



## 川から海へ流れ出るごみを回収する取り組みをしています



本市が誇る海や海辺を守るため、海洋ごみ対策として、昨年の10月から11月にかけて、市内2カ所の河川(深田川、下ノ川)にネットフェンスを設置して、海に流れ出るごみを回収する事業を実施しました。

実施期間は1カ月半ほどでしたが、草木を含め全部で170kgのごみを回収することができました。

今回は、回収したごみの内容を皆さんにお知らせします。

### 回収したごみの主な内容

◇プラスチックごみ 13.4kg

ペットボトル、ビニール袋、食品トレイ、お菓子の包装フィルム、ポリタンク、発泡スチロール、タバコの吸い殻、弁当容器など

◇ビン・缶 2.8kg

◇可燃物 10.3kg (段ボール、タバコの空き箱など)

◇不燃物 0.2kg (ライター、針金など)

◇草木 143.3kg



こうしたプラスチックごみは、海に流れ出してしまうと、紫外線や波などによって細かく砕かれ、小さな破片となって何十年も海の中を漂います。

小さくなったプラスチックのごみは「マイクロプラスチック」と呼ばれており、魚が餌と間違えて食べてしまうなど、海の生物たちに大きな影響を与えてしまいます。また、大量のプラスチックごみは海の景観も損ねてしまうため、世界的な問題となっています。



## ポイ捨ては絶対にやめましょう!

今回のごみ回収では、レジ袋や小さなプラスチック片、食品トレイなど、風で飛ばされやすい軽いものが主に回収されるものと考えていました。しかし、実際にやってみると、ポイ捨てによるものと考えられる新しくきれいな空き缶やペットボトル、タバコの吸い殻などがたくさん回収されました。

こうしたごみが河川から海へ流れ出て海を汚す原因の一つとなっています。ごみのポイ捨ては、景観を悪化させ、環境汚染にもつながる犯罪行為です。

豊かで美しい自然を守るため、ごみは必ず持ち帰って適正に処理しましょう。

## 弓ヶ浜に打ち上げられた流木とごみ 令和3年8月16日撮影



昨年7月の豪雨で河川から海に流れ出ていた流木やごみが、強風にあおられて、弓ヶ浜に大量に打ち上げられました。

漁網や浮きなどの漁具だけでなく、ペットボトルや空き缶、ビニールやプラスチックの破片など、陸地で捨てられたと思われるごみも流木と一緒にたくさん打ち上げられていました。

ポイ捨てされたごみは、いつか海へと流れ着き、弓ヶ浜の美しい景観を損なう原因となっています。

問い合わせ先 清掃センター ☎42-3803

環境衛生課 脱炭素推進係 ☎47-1060

## (5) 地球温暖化対策

新しい地球温暖化の国際ルールである「パリ協定」が2015(平成27)年12月に採択(平成28年11月に発効)されたことを受け、国においては2016(平成28)年5月に「地球温暖化対策計画」が閣議決定されています。2021(令和3)年10月に改訂された「地球温暖化対策計画」では、「2050年カーボンニュートラル宣言」、「2013年度比で2030年度までに温室効果ガスの排出を46%削減」する目標が掲げられており、様々な分野において温室効果ガスの排出削減が求められています。

本市は、2021(令和3)年2月24日に「ゼロカーボンシティ」として2050年度(令和32)までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする都市を目指すことを表明し、脱炭素化を目指しています。

ごみ処理の分野においても、収集運搬や処理施設の稼働に伴う燃料及び電力の使用などに起因する温室効果ガスが排出されています。本市では「境港市温室効果ガス排出削減実行計画(平成29年2月)」を策定し、ごみ処理分野を含む市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減に努めています。

境港市清掃センターとリサイクルセンターの稼働に伴う燃料及び電力使用に起因するCO<sub>2</sub>排出量は図3-27のとおりです。ごみ処理量の減少に伴い、本市におけるCO<sub>2</sub>排出量は減少傾向にあります。なお、2015(平成27)年度から2016(平成28)年度にかけて大幅に減少しているのは、境港市清掃センターで焼却処理していた可燃ごみを米子市クリーンセンターへ処理委託したことが影響しています。

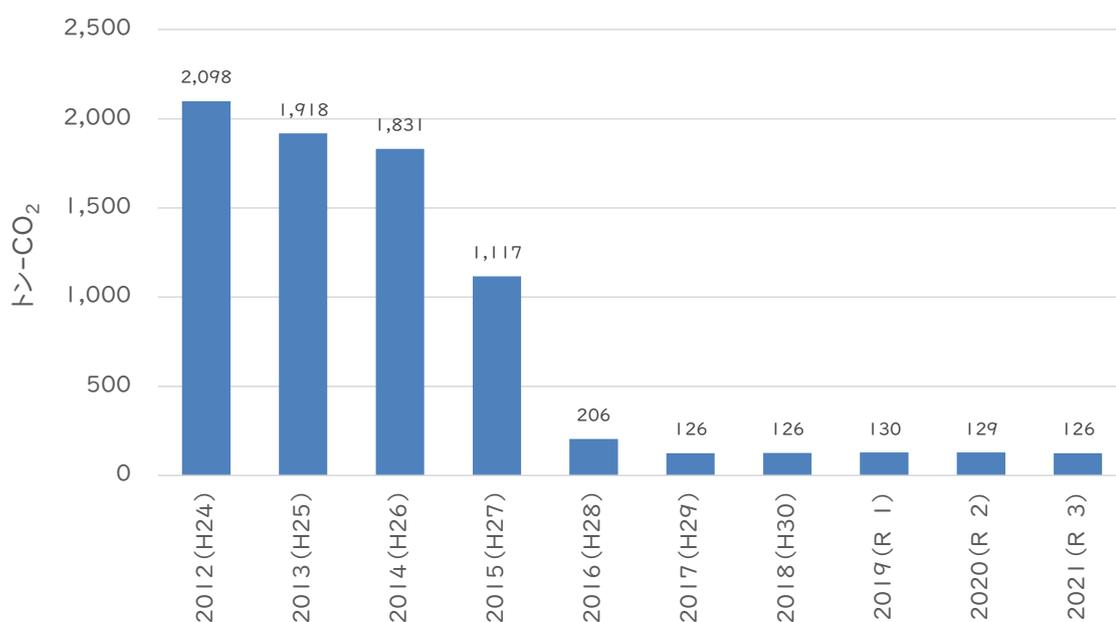


図3-27 ごみ処理施設の稼働に伴うCO<sub>2</sub>排出量の推移

## 第7節 環境行動指針

本計画の理念や目標を達成していくためには、私たち一人ひとりの行動の積み重ねが重要です。行動例を以下に示します。市・市民・事業者が連携しながら行動していくことで、ごみ排出量の削減につなげていくものです。

### (1) ごみ発生の回避 (Refuse: リフューズ)

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>商品の過剰包装を断る。過剰包装されていない商品を選ぶ。</li> <li>マイバックを持ち歩き、レジ袋を断る。</li> <li>マイボトルを持ち歩き、ビン、缶、ペットボトル等の購入を控える。</li> </ul>	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>製造、加工、販売等において、包装の簡略化、繰り返し使用できる容器等の適正化に努める。</li> </ul>	
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民、事業者に対して、過剰包装の抑制、マイバック・マイボトルの利用を促進する。</li> </ul>	

### (2) ごみの抑制 (Reduce: リデュース)

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>洗剤やシャンプーなどは、容器入りを毎回購入せず、詰め替え用を選ぶ。</li> <li>耐久性の高い商品を選ぶ。</li> <li>物を大切にし、長く使うように心がける。</li> </ul>	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務用品等は、使用頻度を考慮して適正な数量を購入する。</li> <li>事務用品や消耗品は、詰め替えが可能なもの、備品等についても部品交換が可能で、本体部分の長期使用が可能な物を購入する。</li> <li>原材料の選択や製造工程を工夫することにより、自ら排出するごみの排出抑制に努める。</li> </ul>	
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>多量の一般廃棄物排出事業者に対して減量化の指導を行う。</li> <li>ごみの排出抑制に関して、市民や事業者に対して、啓発を行う。</li> </ul>	

### (3) 再利用の推進 (Reuse:リユース)

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フリーマーケットを利用する。</li> <li>・イベント開催時にマイ食器等を持参する。リユース食器を使用する。</li> <li>・リターナブル容器を用いている製品を選択する。</li> </ul>	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フリーマーケットなどのイベントに協力する。</li> <li>・コピー用紙の裏面利用を行う。</li> <li>・ファイリング用品は、シールを貼り替えるなど、再利用に努める。</li> </ul>	
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フリーマーケットなどのイベントや再利用に関する情報などを市民・事業者提供に提供する。</li> </ul>	

### (4) 再資源化の推進 (Recycle:リサイクル)

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別排出を徹底し、資源ごみ収集や集団回収に協力する。</li> <li>・リサイクル品の購入や使用促進に努める。</li> </ul>	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの分別排出を徹底する。</li> <li>・単一素材や素材別に分割可能な製品の製造・販売に努める。</li> </ul>	
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃品回収奨励制度による集団回収を促進する。</li> <li>・生ごみ分別収集グループが実施している生ごみの堆肥化を推進する。</li> <li>・使用済み紙おむつの回収による資源化を推進する。</li> <li>・使用済小型家電回収ボックスの設置による資源化を推進する。</li> <li>・廃食用油を拠点収集(各公民館、会館等)し、飼料用として資源化を推進する。</li> <li>・ごみ集積所の施設の設置、修繕に対する支援を行う。</li> </ul>	

### (5) 再生資源代替の推進 (Renewable:リニューアブル)

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・容器包装の原料をプラスチックに替わり、紙や植物等を使用した商品を選ぶ。</li> <li>・プラスチックのストローに替わり、紙や植物等を使用した商品を選ぶ。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチックの代替商品として、再生資源代替商品を採用する。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・境港市グリーン購入調達方針に基づき、環境にやさしい商品を購入する。</li> <li>・市民や事業者に対して、再生資源代替商品の選択を促進する。</li> </ul>

## (6) 食品ロス削減の啓発

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食材の使い切り、料理の食べきり、生ごみの水切りを行う。</li> <li>・買い物の際は、必要な分量のみを購入するよう心がける。</li> <li>・買い物の中で購入してすぐに食べる場合には、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ「てまえどり※1」を心がける。</li> <li>・余った食品は、フードドライブ※2を活用し、フードバンク※3等に寄付する。</li> </ul> 
事業者	・飲食店における食べ残し防止、持ち帰りなどの取り組みを推進する。
市	・市民、事業者に対して、食品ロスの削減を啓発する。

※1 てまえどり : すぐに食べるものは賞味期限が近い商品を選択する取り組み。

※2 フードドライブ: 家庭で余っている食品を集めて、福祉施設等に寄付する活動。

※3 フードバンク : 家庭や企業から廃棄される食品を引き取り、福祉施設等へ無償で提供する団体。

## (7) 学校等における食育の推進

市民	・食育活動に協力する。
事業者	・食育活動に協力する。
市	・食の循環や環境を意識した食育を推進する。

## (8) 災害備蓄食品の有効活用

市	・消費期限切れが見込まれる災害備蓄食品について、福祉団体等へ提供し、継続して有効活用を図る。
---	--

## (9) 情報発信と環境学習の推進

市民	・環境情報入手し、環境学習講座などに参加する。
事業者	・環境情報入手し、環境学習講座などに参加する。
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の広報やホームページなどを通じて、ごみの排出削減、資源化に関する情報発信を行う。</li> <li>・ごみ収集カレンダーやごみ分別アプリを活用し、分別ルールの周知を図る。</li> <li>・ごみ分別講座など、環境学習の機会を創出する。</li> </ul>

## 第4章 計画の進行管理

### 第1節 進行管理手法

本計画を確実に実施していくためには、取組の状況や目標値の達成状況などを定期的にチェック・評価し、必要な追加施策等を講じていくことが必要です。

そのため、PDCAサイクルにより、継続的に管理していくものとします。

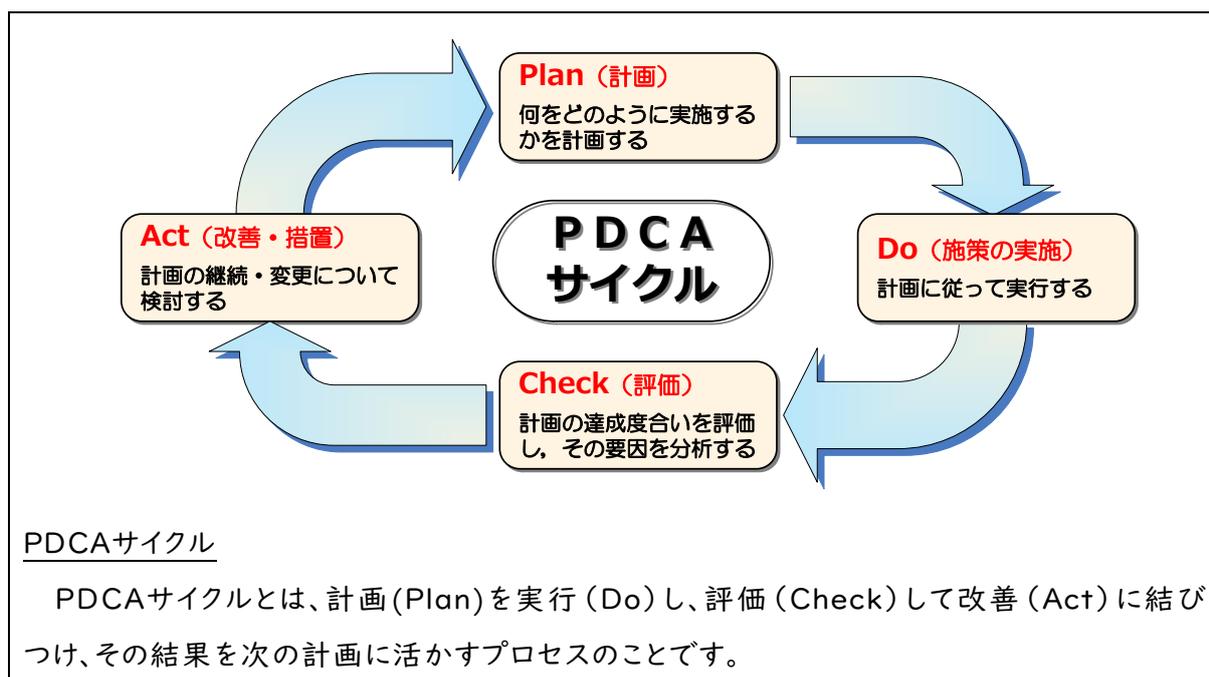


図 4-1 計画の進行管理手法